

ニヲ寢ムとあればなり。神龜五年は憶良六十九歳なれば後妻を迎へらるべうもなし。下に(○)題辭の下に(歌)の數を注せるは後人の私にせるを本文かと思ひて書添へたり。其故は終に至て右一首と撰者の注せる意尤明なれば此に短二首とあるべきやうなし。此に准ずるに上にも員數を注せる中に作者撰者のせぬ事も交るべし

といへり。憶良の年齢については余の思ふ所あり。下にいふべし

附録

萬葉集卷第五の筆録者

代匠記總釋首卷雜說(早稻田本二五頁)に

第五は太宰帥大伴卿報凶問歌と云より山上憶良の戀男子名古日歌と云に至るまで神龜五年より天平五年迄の雜歌なり。此は憶良の記し置かれたるに家持の終の一首を加へて注せられたりと見えたり。其中に大伴熊凝が歌までは筑紫にての作、好去好來歌より終までは都にての作なり云々

といひ考別記に

かくて今の五の卷は山上憶良大夫の歌集ならん

といひ略解(卷第五末)に

此卷憶良の家集と見ゆれば自らの名書ざりし所も有べし

といひ古義(卷五の末)にも

此卷憶良の家集と見ゆれば自の名書ざりし處もありしなるをや

といへり。本集卷第五は果して憶良の筆録又は家集なりや。まづ書殿餞酒日倭歌四首

及聊布私懷歌三首の後、また和遊松浦河贈答歌三首の後に筑前國司山上憶良謹上とあり、好去好來歌の後に山上憶良謹上大唐大使卿記室とあるは元來人に贈る爲に作れる歌又は書牘なれば家に残すにも人に贈りしまゝに謹上等の文字及官名を存せるはさもあるべき事なり。されど詩及日本挽歌の後に筑前國守山上憶良上とあり、貧窮問答歌の後に山上憶良頓首謹上とあり、和爲大伴熊凝述其志歌六首に敬の字を添へたるは家集に記すべき文字にあらねば人ありて憶良が旅人陽春等に贈れるまゝに寫し留めたるものとせざるべからず、和爲熊凝述其志歌にては筑前國司守山上憶良の九字は歌の後にありけむを題辭の上に移して)

武田氏も

謹上の文字は對手方に於て蒐集せられたものなることを示し云々とはいへり

殊に沈痾自哀文の題辭の下なる山上憶良作の五字は憶良の家集にあらざる事を證して餘あるものと謂ふべし。又神龜五年より天平五年まで六年の間に憶良の作りし歌はもとより此に止まらざるべし。此巻もし憶良の家集ならば外の歌をも擧げざら

むや、現に天平元年及二年に作りし七夕歌ありて卷八に見えたるをや

或は云はむ。もし憶良の家集にあらすとせば好去好來歌の奥に天平五年三月一日良宅對面獻三日山上憶良謹上云々とあり、シヅタマキ數ニモアラヌといふ歌の註に去神龜二年作之但以類故更載於茲とあるをいかがせむ。此等は憶良の自註にあらずやと。答へて云はむ。げに此等は自註なり。但巻中の自註は此等に止まらず。哀世間無住歌の後なる神龜五年七月二十一日於嘉摩郡撰定筑前國守山上憶良とあるも、詠鎮懷石歌の後なる右事傳言那珂郡伊知郷箕島人建部牛麻呂是也とあるも、老身重病云々歌の後に天平五年六月丙申朔三日戊戌作とあるも皆自註なり。此等の歌は憶良が表だたで此巻の筆録者に見せしにてもあるべく、又此巻の筆録者が憶良の草稿について抄寫せしにてもあるべし

近頃此巻を旅人の筆録とする説あれど其然らざるは卷頭に太宰帥大伴卿報凶問歌とあり、歌詞兩首の分註に太宰帥大伴卿とあり、後人追和之詩の下に帥老とあり、帥老は自稱にあらず、旅人の薨じて見るに及ばざりし歌(大伴熊凝歌以下)あるにて知るべし

然らば此卷の筆録者は誰なるか。憶良の詩及日本挽歌、寧樂人、藤原房前、吉田宜、憶良の歌并に書牘、憶良の饞酒日歌及布私懷歌など旅人に贈れる詞藻を収録せるを見れば、旅人の左右の人のしわざなること疑ふべからず。本集の編者にして旅人の子なる家持は天平二年に父の許にありしこと、卷四に見えたれど、當時なほ幼なりし明徴あれば、決して此人のみやびにあらず。卷中に憶良の敬和爲熊凝述其志歌あり。敬和とあれば前にも云へる如く、憶良が麻田陽春に贈れるまゝに寫し留めたるなり。さて此歌を憶良の作りしはいつにか詳ならねど、熊凝の安藝國にて死せしは天平三年六月十七日なれば、早くとも同年七月以後の作なるべし。而して旅人の薨せしは同年七月一日なれば、おそらくは旅人の許に送りしにはあらず。されば此歌を筆録せしは旅人と共に京に歸りし人にはあらず。旅人におくれて太宰府に留まれる人ならむ。旅人におくられて太宰府に留まれる人はあまたあるべけれど、陽春は實に其一人なり。何によりて然はいふぞといはむに、卷四に太宰帥大伴卿被任大納言臨入京之時、府官人等饞卿筑前國蘆城驛家歌四首ありて、其うちの二首の後に右二首大典麻田、連陽春とあればなり。假に陽春を此卷の筆録者とせむに、憶良が陽春に贈りし歌のさながらに即敬の字

の添ひたるまゝにて採録せられたるは自然の事なり。されど余は右の如き薄弱なる理由に基づきて陽春を以て此卷の筆録者なりと推定することを好まず。ただ此卷は旅人の左右の人の筆録にて陽春も亦其筆録者に擬せらるべき一人なりといふのみ

山上、臣憶良年齢考

天平五年の作とおぼゆる沈痾自哀文に

是時年七十有四、鬢髮斑白、筋力尪弱

とあれば、天平五年に七十四歳なりしことの確なるが如くなれど、細に思へばなほ疑なきにあらず。まづ天平五年七十四歳として年譜を作らば左の如くならむ

齊明天皇六年(紀元一三二〇年) 一歳

此年誕生

文武天皇大寶元年(一三六一年) 四十二歳

正月遣唐使少録となさる。當時無位(續紀)

同二年(一三六二年) 四十三歳

六月發船(續紀)

慶雲元年(一三六四年) 四十五歲

七月歸朝(續紀)○在唐中憶本郷歌を作る(本集卷一)

元明天皇和銅七年(一三七四年) 五十五歲

正月正六位下より從五位下に陞せらる(續紀)

元正天皇靈龜二年(一三七六年) 五十七歲

四月伯耆守となる(續紀)

養老五年(一三八一年) 六十二歲

正月詔して人々と共に退朝の後東宮に侍せしめらる(續紀)

同七年(一三八三年) 六十四歲

七月令に應じて七夕歌を作る(本集卷八)本には八年とあれど養老八年を神龜元年と改すべし

年の誤とすべし

聖武天皇神龜元年(一三八四年) 六十五歲

七月左大臣(長屋王)の家にて七夕歌を作る(本集卷八)

同三年(一三八六年) 六十七歲

此年筑前守となる(天平二年の作なる聊布私懷歌にアマザカル鄙ニ五年スマヒツツとあるを證とす)

同五年(一三八八年) 六十九歲

任地にて妻を失ひ之を悲しみて詩及日本挽歌を作る(本集卷五)○七月筑前國嘉摩郡にて令反感情歌思子等歌哀世間難住歌を撰定す

天平元年(一三八九年) 七十歲

七月太宰帥大伴旅人の家にて七夕歌を作る(本集卷八)○鎮懷石歌を作りしも此年か(本集卷五)

同二年(一三九〇年) 七十一歲

正月太宰帥の家にて梅花歌を作る(本集卷五)○七月帥の家にて七夕歌を作る(本集卷八)○同月帥の遊松浦河贈答歌を和す(本集卷五)○十二年書殿饞酒日倭歌及聊布私懷歌を作りて旅人に贈る(本集卷五)

同三年(一三九一年) 七十二歲

爲熊擬述其志歌を和す(本集卷五)

同五年(一三九三年) 七十四歳

三月好去好來歌を作りて遣唐大使多治比廣成に贈る○沈痾自哀文を作る○六月悲歎俗道假合即離易去難留詩及老身重病經年辛苦及思兒等歌を作る(以上本集卷五)○病中藤原八束の使に訪はれてヲノコヤモ空シカルベキといふ歌を作る(本集卷六)○卒せしは此年か

右によれば四十二歳まで無位にて此年遣唐使少録となりしなり。たとひ寒門の出なりとも四十二歳にして始めて官途に就かむは遅きに過ぎずや。是年齢に疑ある一なり。次に妻を失ひしは六十九歳なれば妻はた壯にはあるまじきに日本挽歌の調によれば老妻とは思はれず。殊に詩序中に嗟乎痛哉紅顔共三從長逝素質與四德永滅といへる。豈老妻にいふべき辭ならむや。是二なり。又同年に作れる思子等歌に瓜ハメバコドモオモホユ栗ハメバマシテシヌバユといひマナカヒニモトナカカリテといへる。皆小兒の趣なり。これのみならず天平五年即七十四歳の作なる思兒等歌にもコトゴトハ死ナナト思ヘドサバヘナスサワグ兒ドモヲウツテテハ死ハ知ラズといへり。サ

ワグ兒ドモといへるを十歳の小兒と假定せむに神龜元年即六十五歳の時に生まれし子とせざるべからず。是三なり。次に哀世間難住歌は六十九歳の作なるべきに其序に因作一章之歌以撥二毛之歎とあり。二毛は禮記檀弓下に古之侵伐者不斬祀不殺厲不獲二毛左傳僖公二十二年に君子不重傷不禽二毛文選潘岳秋興賦序に晋十有四年余春秋三十有二始見二毛とありて黑白二髮の相交れるなり。七十四歳の作なるべき沈痾自哀文の中にも鬢髮斑白とあり。たとひ憶良人よりすぐれて強健にして年齒懸絶せる婦人を娶り六十五歳にて子を生まれ七十四歳にてなほ二毛斑白なりとも沈痾自哀文は辭を極めて病衰を悲しめる趣なれば齡に比して壯なる事などは書くまじきなり。是四なり。次に天平五年に重き病に罹れりし時人の來りてとぶらひしをりに作れる

をのこやも空しかるべき萬代にかたりつぐべき名はたてずして
といふ歌本集卷六に見えたり。措辭豪壯。豈七十四翁の意氣ならむや。是五なり。以上五箇條の理由に基づきて思へば沈痾自哀文に是時歳七十有四とあるはおそらくは五十有四などの誤なるべし(章書の五の字は七の字にまがひぬべし)。しばらく天平五年

五十四歳とすれば天武天皇八年の誕生にて始めて官途に就きしは二十二歳、筑前にて妻を失ひしは四十九歳、二毛を嘆じ斑白を哀しみしは四十九歳と五十四歳とにて卒せし時なほサワグ兒ドモのありし事はた怪しむに足らず

或は云はむ本集卷一藤原宮御宇天皇代の下に
幸于紀伊國時川島皇子御作歌或云山上臣憶良作白浪の濱松が枝の手向草幾代までにか年の經ぬらむ一云年は經にけむ

とありて左註に

日本紀曰朱鳥四年庚寅秋九月乙亥朔丁亥天皇幸紀伊國也

とあり又卷九に

山上歌一首白なみの濱松之木の手酬草幾世までにか年はへぬらむ右一首或云河島皇子御作歌

とあり憶良果して天武天皇八年の生誕ならば朱鳥四年には十一歳なり十一歳の少年にして行幸のみともして右の歌をよむことを得むやと答へて云はむ卷一の題辭は持統天皇御宇幸紀伊國時に川島皇子の作り給ひし歌とも年月故事不詳憶良の作

とも傳へたりといへるのみ憶良の生誕よしや齊明天皇の六年なりとも即持統天皇の紀伊行幸の時三十一歳なりとも此時なほ無位なれば從駕の列にはあるべからず因にいふ續紀大寶元年には山於憶良とあり和銅七年靈龜二年養老五年には皆山上臣憶良とあれば姓は初山於とかきしを出仕の後山上と改めしなるべく憶は誤字にてもあるべし

又いふ憶良の父祖は所見なし本集卷十八に

射水郡驛館之屋柱題著歌一首あさびらきいり江こぐなるかちのおとのつばらつばらに吾家しおもほゆ右一首山上臣作不審名或云憶良大夫之男但其正名未詳也とあり續紀に神護景雲二年六月壬辰右京人從五位上山上臣船主等賜姓朝臣とあるも憶良の子なるべし

(大正六年九月六日脱稿)

萬葉集卷第六新製目錄

雜歌

養老七年癸亥夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一首并短歌

一〇二二頁

(附)車持朝臣千年作歌一首并短歌有左註

一〇二七

神龜元年甲子冬十月五日幸于紀伊國時山部宿禰赤人作歌一首并短

一〇三〇

歌有左註

神龜二年乙丑夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一首并短歌

一〇三二

(附)山部宿禰赤人作歌二首并短歌有左註

一〇三四

冬十月幸于難波宮時笠朝臣金村作歌一首并短歌

一〇三八

(同)車持朝臣千年作歌一首并短歌

一〇四一

(同)山部宿禰赤人作歌一首并短歌

一〇四二

三年丙寅秋九月十五日幸於播磨國印南野時笠朝臣金村作歌一首并

短歌

一〇四四

(同)山部宿禰赤人作歌一首并短歌

一〇四八

過辛荷島時山部宿禰赤人作歌一首并短歌

一〇五〇

(附)過敏馬浦時山部宿禰赤人作歌一首并短歌有左註

一〇五五

四年丁卯春正月勅諸王諸臣子等散禁於授刀寮時作歌一首并短歌有

左註

一〇五七

五年戊辰幸于難波宮時作歌四首有左註

一〇六五

(附)膳王歌一首有左註

一〇六七

太宰少貳石川朝臣足人歌一首

一〇六八

帥大伴卿和歌一首

一〇六九

冬十一月太宰官人等奉拜香椎廟訖退歸之時馬駐于香椎浦各述懷作

歌

同

帥大伴卿歌一首

大貳小野老朝臣歌一首

豐前守宇努首男人歌一首

帥大伴卿遙思芳野離宮作歌一首

一〇七一

帥大伴卿宿次田温泉聞鶴喧作歌一首

同

天平二年庚午勅遣擢駿馬使大伴道足宿禰時歌一首有左註

一〇七二

冬十一月大伴坂上郎女發帥家上道超筑前國宗形郡名兒山之時作歌

一首

同

同坂上郎女向京海路見濱貝作歌一首

一〇七四

冬十二月太宰帥大伴卿上京之時娘子作歌二首有左註

一〇七五

大納言大伴卿和歌二首

一〇七六

三年辛未大納言大伴卿在寧樂家思故鄉歌二首

同

四年壬申藤原宇合卿遣西海道節度使之時高橋連蟲麿作歌一首并短

歌

天皇賜酒節度使卿等御歌一首并短歌有左註

中納言安倍廣庭卿歌一首

五年癸酉超草香山時神社忌寸老鷹作歌二首

山上臣憶良沈痾之時歌一首有左註

大伴坂上郎女與姪家持從佐保還歸西宅歌一首

安倍朝臣蟲鷹月歌一首

大伴坂上郎女月歌三首有左註

豐前國娘子月歌一首

湯原王月歌二首

藤原八束朝臣月歌一首

市原王宴禱父安貴王歌一首

湯原王打酒歌一首

一〇八〇

一〇八四

一〇八六

同

一〇九一

一〇九二

一〇九三

同

一〇九六

一〇九七

一〇九九

同

一一〇〇

紀朝臣鹿人見茂岡之松樹歌一首

同鹿人至泊瀨河邊作歌一首

大伴坂上郎女詠元興寺之里歌一首

同坂上郎女初月歌一首

大伴宿禰家持初月歌一首

大伴坂上郎女宴親族歌一首

六年甲戌海犬養宿禰岡鷹應詔歌一首

春三月幸于難波宮之時歌六首

一首作者不詳

一首船王作

一首遊覽住吉濱還宮之時道上守部王應詔作歌

一首守部王作

一首山部宿禰赤人作



一首安倍朝臣豐繼作

筑後守外從五位下葛井連大成遙見海人釣船作歌一首

按作村主益人歌一首有左註

八年丙子夏六月幸于芳野離宮之時山部宿禰赤人應詔作歌一首并短

歌

市原王悲獨子歌一首

忌部首黑麿恨友除來歌一首

冬十一月左大辨葛城王等賜姓橘氏之時御製歌一首有左註

同

橘宿禰奈良麿應詔歌一首

冬十二月十二日歌儻所之諸王臣子等集葛井連廣成家宴歌二首

一一三

九年丁丑春正月橘少卿并諸大夫等集彈正尹門部王家宴歌二首

一一二四

一首主人門部王

一首橘宿禰文成

榎井王後追和歌一首

一一二六

春二月諸大夫等集左少辨巨勢宿奈麻呂朝臣家宴歌一首有左註

一一二七

夏四月大伴坂上郎女奉拜賀茂神社之時便超相坂山望見近江海而晚

頭還來作歌一首

一一二八

十年戊寅元興寺之僧自嘆歌一首有左註

一一二九

石上乙麿卿配土左國之時歌三首并短歌

一一三〇

秋八月二十日宴右大臣橘家歌四首

一一三九

一首長門守巨曾倍對馬朝臣

一首右大臣和歌

一首右大臣傳云故豐島采女歌

一首右大辨高橋安麻呂卿語云故豐島采女之作也

十一年己卯天皇遊獵高圓野之時小獸泄走堵里之中於是適值勇士生

而見獲卽以此獸獻上御在所副歌一首有左註

一一四三

十二年庚辰冬十月依太宰少貳藤原朝臣廣嗣謀反發軍幸于伊勢國之

時河口行宮內舍人大伴宿禰家持作歌一首

同

天皇御製歌一首有左註

一一四四

丹比家主真人歌一首有左註

一一四五

獨殘行宮大伴宿禰家持作歌二首

一一四六

美濃國多藝行宮大伴宿禰東人作歌一首

一一四七

大伴宿禰家持作歌一首

一一四八

不破行宮大伴宿禰家持作歌一首

同

十五年癸未秋八月十六日內舍人大伴宿禰家持讚久邇宮作歌一首

一一四九

高丘河內連歌二首

同

安積親王宴左少辨藤原八束朝臣家之日內舍人大伴宿禰家持作歌一

首

一一五〇

十六年甲申春正月五日諸卿大夫集安倍蟲麿朝臣家宴歌一首

一一五一

同月十一日登活道岡集一株松下飲歌二首

一一五二

一首市原王作

一首大伴宿禰家持作

(附)

傷惜寧樂京荒墟作歌三首

一一五三

悲寧樂故鄉作歌一首并短歌

一一五五

讚久邇新京歌二首并短歌

一一六二

春日悲傷三香原荒墟作歌一首并短歌

一一七二

難波宮作歌一首并短歌

一一八〇

過敏馬浦時作歌一首并短歌有左註

一一八三

萬葉集新考卷六

井上通泰 著

雜歌

養老七年癸亥夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一首并短

歌

瀧の上の 御舟の山に みづえさし しじにおひたる 刀ツ我ガの樹の
 いやつぎつぎに 萬代に かくししらすむ み芳野の あきつツの宮
 は 神カミからか たふとかるらむ 國からか 見がほし將ミコ有ム 山川を
 清清ササキ △ うべし神代ゆ さだめけらしも
 瀧上之御舟乃山爾水枝指四時爾生有刀我乃樹能彌繼嗣爾萬代如是二
 二知三三芳野之蜻蛉乃宮者神柄香貴將有國柄鹿見欲將有山川乎清清
 諾之神代從定家良思母

續日本紀元正天皇紀に

養老七年夏五月癸酉(○九日)行幸芳野宮(○丁丑)(○十三日)車駕還宮

とあり

瀧ノ上ノミフネノ山は夙く卷三(三五二頁)にも見えたり。宣長の菅笠日記(全集第四の四四六頁)に

うしとらの方に(○吉野の里の入口の御舟山といふ山見えたり。されど其山は瀧ノウヘノとよみたればこの近き所などにあるべくもおぼえず。これも例の(○吉野の妹背山とおなじく)なき名なるべし

といひ又(四五二頁以下)

大瀧の里のあなたのはづれば即吉野川の川へのにて瀧といふもやがて川づらなる家の前より見やらるゝ早瀬にて上よりたださまに落つる瀧にはあらず。、いにしへ吉野の宮と申て帝のしばしばおはしまし、所柿本人麿主の御供にさぶらひて瀧ノミヤコとよみけるも此大瀧によれる所なりけんかし。そのをりをりの歌どもに合せて思ふにアキヅノ小野などいひしも又瀧ノウヘノ御舟

ノ山もかならずこのわたりなりけんこと疑もなければ今もさいふべきさまし
たる山やあると心をつけて見まはずにこの川づらより左のすこしかへり見る
方にさもいひつべき山あり。船にしていはんには前しりへ平に長くてなからば
かりに一きは高く屋形といひつべき所ある山なり。これやさならんとは思ひよ
れどいかにあらんおぼつかなし。そは瀧の所よりはすこし下さまにしあなれば
タキノウヘといへるにはいさゝかたがへるやうにもあれどなべて此わたりな
らん山はなどかさ云はざらん。いにしへ恐ばん人またまたもここに來まさは必
こゝろみ給へ。やがて此里の上なる山ぞかし

といへり。久老雅澄がいへる宮の瀧は大瀧よりは遙に川下にあり。懷風藻なる吉田、
連宜の從駕吉野宮詩に雲卷三舟谷と作れるも此山ならむ(○ミヅエはミヅミヅシ
キ枝、サシは枝の出づる事、シジニは繁クなり(○刀我は冠辭考にツガとよめり。略解
に「刀は都の字のかたはら欠たるが刀となれるにもやあらん」といひ字音辨證(下卷
二六頁)に「刀をツと呼は吳の轉音なるべし。同轉の毛をム、抱をフと呼べる事あると
同例なり」といへり。卷三四二七頁)赤人の登神岳作歌にも

みもろの神なび山に、いほえさし、しじにおひたる、つがのきの、いやつぎつぎに
とあり。今もツガノキノまでは序なり。○カクシシラサムのシは助辭にて天皇ノカ
クシロシメサムとなり。○カムカラカ云云は卷二(三一四頁)人麿の讚岐狹岑島作歌
にも

たまもよし、さぬきの國は、國からか、見れどもあかぬ、神からか、ここだたふとき
とあり。略解に

カラは故の意、神とは此山を敷坐神をいふ

といひ古義に

神とは即山をさしていへるなるべし

といへり。案ずるにカムカラカも國カラカも共に處ガラカといふ意なるを二様に
云へるならむ。もし山カラカの意ならば直に山カラカといふべければなり。○ミガ
ホシははやく卷三四三頁に見えたり。此句の將有も貴將有ウラトカルとおなじくカルラム
とよむべきに似たれど或本、反歌に見欲賀藍ミガホシと書けるを見ればなほ舊訓の如くカ
ラムとよむべし。但そのカルラムは今いふカルラムにひとしき事を忘るべからず。カ

ルラムをカラムとも云ひしはアルラシをアラシともいひし如し。○山川は山と川
となり。○清清を略解には清水濱臣の説に従ひて晴清の誤としてタカミサヤケミ
とよめり。古義に之を斥けて「さる目なれざる字を用ひしとは思はれず」といへるは
宜なり。但同書に淳清の誤寫としてアツミサヤケミとよめるは従はれず。なほもと
のまゝにてキヨミサヤケミとよむべし。略解古義にいへる如く清清の下に一句落
ちたるなり。而して其句は古義の一説の如くトツ宮トなるべし。○神代は契沖のい
へる如く上古といふ意のみ

反歌

としのはにかくもみてしがみ吉野のきよきかふちのたきつ白波

毎年如是裳見牡鹿三吉野乃清河内之多藝津白波

トシノハは毎年、カフチは河に圍まれたる地、タキツのツは助辭にてノといふに同
じ。契沖がタギルに同じといへるは非なり

山たかみしらゆふばなにおちたぎつ瀧のかふちは見れどあかぬかも

山高三白木綿花落多藝追瀧之河内者雖見不飽香聞

こゝの山タカミは山ガ高キニなど譯すべく山ガ高サニとは譯すべからず(三六八頁及四二九頁参照)シラユフ花は木綿もて造れる花なり。花ニのニは後世のトなり。卷一タヘノホニヨルノ霜フリ(一二三頁)卷二ナク涙ヒサメニフレバ(三二九頁)などのニと同例なり。此歌のタギツこそタギルに同じけれ

或本、反歌曰

神からかみがほしからむみ吉野のたきつかふちは見れどあかぬかも
神柄加見欲賀藍三吉野乃瀧河内者雖見不飽鴨
み吉野の秋津の川の萬世にたゆることなく又かへり見む
三吉野之秋津乃川之萬世爾斷事無又還將見

初二はタユルコトナクの序なり。マタカヘリミムはタチカヘリ此處ヲ見ムとなり。卷一(六二頁)なるミレドアカヌ吉野ノ河ノトコナメノタユルコトナクマタカヘリミムに似たり

泊瀨女のつくるゆふ花み吉野の瀧のみなわにさきにけらずや

泊瀨女造木綿花三吉野瀧乃水沫開來受屋

ミナツニは水泡トなり。クラズヤはケリを強くいへるなり

車持朝臣千年作歌一首并短歌

(うまごり) あやにとも敷ヌキ (なる神の) 音のみききし み吉野の 眞
木たつ山ゆ 見くだせば 川の瀨毎に あけくれば 朝霧たち 夕
されば かはづ鳴ナ奈ナ辨ワ詳ワ 紐とかぬ たびにしあれば 吾ワのみして
きよき川原を 見らくしをしも
味凍綾丹乏敷鳴神乃音耳聞師三芳野之眞木立山湯見降者川之瀨毎開
來者朝霧立夕去者川津鳴奈辨詳紐不解客爾之有者吾耳爲而清川原乎
見良久之情蒙

車持はクルマモチとよむべし。後にクラモチとよむはルマのつづまりてラとなり
しなり

敷は古義にシキとよめるに従ふべし。アヤニトモシキはイトユカシキといふ意にてオトノミキキシと共にミヨシ野にかかれるなり。オトノミキキシは音ニノミ聞キシにてそのオトは噂なり。○アケクレバは夜明クレバなり。鳴奈辨詳は一本に鳴奈利とあり。○ヒモトカヌは旅の准枕辭なり。ミラクはミルコトガなり。シは助辭。○卷三(四五五頁)なる金村が角鹿津乗船時作歌に
草枕たびにしあれば獨してみるしるしなみ云々
とよめると同意なり。○情は惜の誤なり

反歌一首

瀧の上のみ船の山は雖畏おもひ忘るる時も日もなし

瀧上乃三船之山者雖畏思忘時毛日毛無

第三句はこのまゝならばカシコケドとよむべし。契沖は

腰の句は山神を敬てカケテ申モ恐レアルコトナレドと云なり

といひ宣長は

雖畏にては聞えがたし。畏は見の誤にてミツレドモなるべし。下句は故郷人を忘

れぬ也。長歌の末の詞又次なる反歌にて知べし

といへり。案ずるに契沖の説の如くならばオモヒ忘ルル時モナカラムなどいはずるべからず。さればまづ宣長の説に従ふべし

或本反歌曰

千鳥なくみ吉野川の△音成やむ時なしにおもほゆるきみ

千鳥鳴三吉野川之音成止時梨二所思公

音の上に一本に川の字ありといふ。千蔭は之によりてカハトナスとよめり。上三句は序なり。キミといへるは家人なり

(茜さす)日ならべなくにわが戀は吉野の河の霧にたちつつ

茜刺日不並二吾戀吉野之河乃霧丹立乍

右年月不審。但以歌類載於此次焉。或本云。養老七年五月幸于芳

野離宮之時作

日並ベナクニは日ヲ重ネヌニなり。キリニは霧トなり。第三句以下の意三註代匠記

略解古義以下も三註といはば右の三書と心得べし皆嘆く息の霧と立つなりといへれどさらば第三句はワガナゲキなどあるべきなり戀と霧とは懸絶せり吾戀とあるは誤字にはあらざるか

神龜元年甲子冬十月五日幸于紀伊國時山部宿禰赤人作歌并短

歌

(やすみしし) わごおほきみの 常宮と つかへまつれる さひが野
ゆ そがひにみゆる おきつ島 きよきなぎさに 風ふけば 白浪
さわぎ しほひれば 玉藻かりつつ 神代より しかぞ尊き 玉津
島やま

安見知之和期大王之常宮等仕奉流左日鹿野由背上爾所見奥島清波激
爾風吹者白浪左和伎潮干者玉藻刈管神代從然曾尊吉玉津島夜麻

聖武天皇紀に

神龜元年冬十月辛卯(○五日)天皇幸紀伊國(○癸巳)(○七日)行至紀伊國那賀郡玉垣

勾(頓宮)○甲午(○八日)至海部郡玉津島頓宮留十有餘日(○戊戌)(○十二日)造離宮於

岡東(○壬寅)(○十六日)詔曰登山望海此間最好不勞遠行足以遊覽故改弱浦名爲明

光浦宜置守戸勿令荒穢春秋二時差遣官人奠祭玉津島之神明光浦之靈(○己酉)(○

二十三日)車駕至自紀伊國

とあり

常宮はトツミヤとよむべく常と書けるは借字なりと記傳卷十五(全集第一の八七
二頁)にいへり(○ツカヘマツレル)の上にオミタチノといふことを補ひて聞くべし
○サヒガ野は雜賀野なり(弱浦よりは西の方なり)と契沖いへり(ツガヒは後方なり
○オキツシマは沖中の島にて即玉津島なり玉津島神社の在る處は今陸地なれ
ど此歌によれば昔は島なりしなり(○玉藻カリツツのツツは白浪サワギにもかゝ
れり(○シカヅはカクヅなりいにしへシカとカクとを通用せし事本書卷四(七三四
頁)に云へる如し

反歌

おつき島ありその玉藻潮(干)満いかくろひなばおもほえむかも

奥島荒磯之玉藻潮干滿伊隱去者所念武香聞

干は衍字ならむ。舊訓の如くシホミチテとよむべし。イカクロヒナバは隱レナバナ
り。オモホエムはシノバレムなり。卷二に毛ゴコモヲ春カタマケテイデマシシウダ
ノ大野ハオモホエムカモ又下にヤマト路ノ吉備ノ兒島ヲスギテユカバ筑紫ノ子
島オモホエムカモとあり

若の浦にしほみちくれば満をなみあしべをさしてたづなきわたる
若浦爾塩満來者満乎無美葦邊乎指天多頭鳴渡

右年月不記。但傳從駕玉津島也。因今檢注行幸年月以載之焉

カタヲナミは干満ガ無イカラとなり。玉津島の下に之時作の三字などおちたるに
か。傳は稱に同じ

神龜二年乙丑夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一首并短

歌

(足引の) 御山もさやに おちたぎつ 芳野の河の 河の瀬の きよ

きを見れば 上邊には 千鳥しばなき 下邊には かはづつまよぶ
(ももしきの) 大宮人も をちこちに △しじにしあれば 見ること
に あやにともしみ (玉かづら) たゆることなく よろづ代に か
くしもがもと 天地の 神をぞいのる かしこかれども

足引之御山毛清落多藝都芳野河之河瀬乃淨乎見者上邊者千鳥數鳴下
邊者河津都麻喚百磯城乃大宮人毛越乞爾思自仁思有者每見文舟乏玉
葛絕事無萬代爾如是霜願跡天地之神乎曾禱恐有等毛

此行幸の事續紀に見えず。○サヤニは音の形容なり。ザアザアトなど譯すべし。○ヲ
チコチニの下に落句あるか。○アヤニトモシミはイトユカシキニなり。萬代ニカク
シモガモトはイツマデモカク御トモシテ通ハムトとなり。○舟は丹を誤れるなり

反歌二首

萬代に見ともあかめやみ吉野のたきつ河内の大宮所
萬代見友將飽八三吉野乃多藝都河内之大宮所

大宮所は大宮のある處なり。ただ大宮といふとは異なり

人皆のいのちも吾もみ吉野のたきの床磐の常ならぬかも

人皆乃壽毛吾母三吉野乃多吉能床磐乃常有沼鴨

吾はワガとよむべし。我命モといふべきを略せるなり。三四はツネの序なり。床磐は古義に従ひてトキハとよむべし。略解にはトコハとよめり。トキハは即字の如く床磐なり。今常磐とかく常は借字なり。ツネナラヌカモは常ナレカシとなり

山部宿禰赤人作歌二首并短歌

(やすみしし) わごおほきみの たかしらす 芳野のみやは (たたな
づく) 青墻ごもり 河次の きよき河内ぞ 春べには 花さきをを
り 秋されば 霧たちわたり 其山の いやますますに 此河の
たゆることなく (ももしきの) 大宮人は 常にかよはむ

八隅知之和期大王乃高知爲芳野離者立名附青墻隱河次乃清河内曾春
部者花咲乎遠里秋去者霧立渡其山之彌益々爾此河之絶事無百石木能

大宮人者常將通

タカシラスは占有シ給フといふこと。アラガギゴモリは青垣ニコモリを一語にち
ぢめたるなり。磯ニカクレキテをイソガクリキテといひ木末ニ隠レテをコヌレガ
クリテといふと同例なり。さてその青墻は四方の群山なり。○河次は略解に山並に
同じといへり。下なる讚久邇新京歌に山並ノヨロシキ國ト川次ノタチアフサトト
とあるを見れば略解の説是なるが如くなれど又河次ノキヨキと續けるを見れば
少くともこのカハナミは河波の意にて次と書けるは誤字とおぼゆ。○サキヲヲ
リはサキナビキなり。常を略解にはトハとよめれどなほ舊訓の如くツネとよむべ
し。○離は諸本に宮とあり。或は離宮とありし宮をおとせるか

反歌二首

み吉野のきさ山のまのこぬれにはここだもさわぐ鳥の聲かも

三吉野乃象山際乃木末爾波幾許毛散和口鳥之聲可聞

菅笠日記(宣長全集第四の四五六頁)に

川邊をはなれて(○樋口より吉野川を離れて)左の谷陰に入り四五丁も行き道
のほとりに櫻木の宮と申すあり。御前なる谷川の橋を渡りて詣づ。さて川邊をの
ぼり喜佐谷村といふを過て山路にかゝる。すこし登りて高瀧といふ瀧あり、
、象しやうの小川といふは此瀧の流にて今過來し道よりかの櫻木の宮の前を経て大
川に落つる川なり。象山といふもこのわたりのことなるべし

といへり○コヌレニハのハには意なし。古義に

ニハは他に對へて云辭なり。他所ハ然ラズと云意を思はせたるなり

といへるは非なり。四五に吟じ續けてさるハをおくべき處にあらざるを知るべし

○ココダモは澤山なり

(ぬばたまの)夜のふけ去者さひさ木おふる清き河原にちどりしはなく

烏玉之夜乃深去者久木生留清河原爾知鳥數鳴

去者は舊訓にユケバ古義にヌレバとよめり。ヒサ木は今の赤芽ガシハなりといふ

(やすみしし) わごおほきみは み吉野の あきつの小野の 野上のに

は とみすゑおきて 御山には いめたてわたし 朝獵に ししふ

みおこし 夕狩に とりふみたて 馬なめて 御かりぞたたす 春

の茂野に

安見知之和期大王波見芳野乃飽津之小野笑野上者跡見居置而御山者

射固立渡朝獵爾十六履起之夕狩爾十里蹋立馬並而御獨曾立爲春之茂

野爾

野ノへは即野邊なり。トミは鳥獸の跡を求め見る人をいひイメは射部にて弓射る
人をいふこと略解に云へる如し。野邊にも山にも跡見トミをすゑ射部イメを列ぬるを二つ
に分けていへるは辭の文なり。○トミスエオキテのテは例のあまれるテなり(卷四
一六四参照)○ミカリゾタタスのタタスは催シ給フといふことなり(卷一七八参照)○
固は諸本に目とあり

反歌一首

(足引の)山にも野にも御獵人さつ矢たばさみ散動ちたりみゆ

足引之山毛野毛御獵人得物矢手狹散動而有所見

右不審先後。但以便故載於此次。

散動を舊訓にミダレとよめるを古義にサワギに改めたり。タリを添へたるを思へばなほミダレとよむべし。○狹は挾の誤なり。

冬十月幸于難波宮時笠朝臣金村作歌一首并短歌

(おしてる) 難波の國は (葦垣の) 古郷と 人皆の おもひ息而 つ
れもなく ありしあひだに (うみをなす) 長柄の宮に (眞木柱) ふ
とたかしきて をす國を をさめたまへば (おきつ鳥) あぢふの原
に もののふの 八十とものをは いほりして 都成有 旅にはあ
れども

忍照難波乃國者葦垣乃古郷跡人皆之念息而都禮母爲有之間爾續麻成長柄之宮爾眞木柱太高敷而食國乎收賜者奧鳥味經乃原爾物部乃八十伴雄者廬爲而都成有旅者安禮十方

聖武天皇紀に

神龜二年冬十月庚申(○十日)天皇幸難波宮

とあり○古郷は舊訓に従ひてフリニシサトとよむべし。卷二に大原ノフリ爾之サトニとあり(略解にはフリニルとよめり)○オモヒヤスムは放念なり。息而を略解にイコヒテとよめれどなほ舊訓の如くヤスミテとよむべし。ツレモナクは没交渉なり。古義に「トヒヨル人モナクと云意なり」といへるは非なり○マキバシラはフトタカにかゝれる枕辭なり(卷一頁五九卷二七頁参照)ラスグニヲフトタカシキテ治メタマヘバといふべきを前後にいへるなり○長柄も味經原も今の太坂市のうちなり。モノノフノ八十伴緒は百官なり○都成有は舊訓にミヤコトナセリ略解にミヤコナシタリ考及古義にミヤコトナレリとよめり案するに上にアデフノ原ヲと無ければミヤコトナレリとはよむべからず。されば略解の如くミヤコナシタリともよむべけれどその辭をよみそへてミヤコヲナセリトよむべし。即百官ガ此處ニ都ヲ造レリといへるなり。卷三なるオホキミハ神ニシマセバ眞木ノタツアラ山中ニ海成可聞を例とすべ

し略解に「旅トハイヘド都ノ如シといふ也」といへるは非なり。如の意のナスはナシタリともナセリともはたらかず○爲は無の誤ならむ

反歌二首

荒野らに里はあれどもおほきみのしきまず時は京師となりぬ

荒野等丹里者雖有大王之敷座時者京師跡成宿

略解に

此里ハ荒野ノ中ニ有シカドモといふ也

といひ古義に

此里ハ曠野ニテハアレドモ云々

と釋けり。即アラ野ラニのニを略解は中ニの意とし古義はニテの意とせるなり。案ずるにモトヨリノ味經ノ里ハ荒野ナレドモといふ意なり

あまをとめ棚なし小舟こぎづらしたびのやどりに梶のときこゆ

海未通女棚無小舟撈出良之客乃屋取爾梶音所聞

車持朝臣千年作歌一首并短歌

(いさなとり) 濱邊をきよみ うちなびき おふる玉藻に 朝なぎに
千重浪より 夕なぎに 五百重浪よる △ 邊つ浪の いやしくしく
に 月にけに 日に雖見 今のみにあきたらめやも しらなみ
の いさき回有 すみのえの濱

鯨魚取濱邊乎清三打靡生玉藻爾朝名寸二千重浪縁夕菜寸二百五重波
因邊津浪之益敷布爾月二異二日日雖見今耳二秋足目八方四良名美乃
五十開回有往吉能濱

イホへ浪ヨルの下に雅澄はオキツ浪イヤマヌマスニの二句を補ひて

此歌アサナギニ千重浪ヨリと云とユフナギニ五百重浪ヨルと云と二句づつを
もて雙べ對へたれば邊ツ浪ノイヤシクシクニと云る二句にも必對へたる詞の
あるべき古歌の定格なり。故今は十三に朝ナギニ、ミチクルシホノ、夕ナギニ、ヨセ
クル波ノ、ソノシホノ、イヤマヌマスニ、ソノ波ノイヤシクシクニ云々とあるをも

て姑く補たり

といへり。之に従ふべし。○月ニケニは月々ニなり。○雖見を舊訓にミレドモとよみ契沖はミルトモとよめるを略解に

雖は欲の誤にて日々ニミガホシならん。ミルトモとては末へつづかずといへり。之に従ふべし。○今ノミニは今見ルノミニテとなり。回有は舊訓のまゝにメグレルとよむべし。古義にはモトヘルとよめり。イサキのイは添辭、サクは波を花にたとへたるなり

反歌一首

白浪の千重にきよする住吉の岸のはにふににほひてゆかな

白浪之千重來縁流住吉能岸乃黄土粉二寶比天由香名

ニホヒテは衣ヲニホハシテといふべきを言餘ればただニホヒテといへるなり。下にも馬ノアユミオサヘトドメヨスミノエノ岸ノハニフニニホヒテユカムとあり

山部宿禰赤人作歌一首并短歌

天地の とほきがごとく 日月の 長きがごとく (おしてる) 難波

の宮に わごおほきみ 國しらすらし みけつ國 日△のみつぎと

淡路の 野島のおまの (海の底) おきついくりに 鮫珠 さはにか

づきて 船なめて 仕奉之 貴見禮者

天地之遠我如日月之長我如臨照難波乃宮爾和期大王國所知良之御食都國日之御調等淡路乃野島之海子乃海底奥津伊久利二鮫珠左盤爾潛出船並而仕奉之貴見禮者

國シラスラシにて一段なり。○ミケツ國は御饌を奉る國の意なり。その下にノを添へて心得べし。日の下に々をおとしたるならむ。○イクリは海石なり(卷二八頁参照)。イクリニのニはユにかよふニなり。いにしへユとニとを通はし用ひき。○結二句を略解にはツカヘマツルガタフトキミレバとよみて「國シラスラシへ返して見べし」といへり。案するに海人が眞珠ヲ献上スルヲ見レバ天皇ハ遠長ク國シラスラシトはいふべくもあらず。又仕ヘマツルヲ見レバとはいふべく仕ヘマツルガ貴キヲ見

レバとはいふべからず。さればなほ契沖の

ツカヘマツルシ、タフトシミレバとよみて仕へマツルシ見レバタフトシと意得べし。之は助語なり

といへるに従ふべし。○この野島は淡路の南端なる今の沼島なりと大日本地名辭書に云へれど下なる山部赤人の歌に淡路ノ野島モスギイナミツマ辛荷ノ島ノ云云とあるを見ればなほ野島ガサキと同處にて淡路の北端なるべし

反歌一首

朝なぎにかぢの音きこゆみけつ國野島のあまの船にしあるらし

朝名寸二梶音所聞三食津國野島乃海子乃船二四有良信

三年丙寅秋九月十五日幸於播磨國印南野時笠朝臣金村作歌一

首并短歌

なきずみの 船瀬ゆみゆる 淡路島 松帆の浦に 朝なぎに 玉藻
かりつつ ゆふなぎに 藻塩やきつつ あまをとめ ありとはきけ

ど 見にゆかむ よしのなければ ますらをの ころはなしに
たわやめの おもひたわみて たもとほり 吾はぞこふる 船梶を
なみ

名寸隅乃船瀬從所見淡路島松帆乃浦爾朝名藝爾玉藻苜管暮菜寸二藻
塩燒乍海未通女有跡者雖聞見爾將去餘四能無者大夫之情者梨荷手弱
女乃念多和美手徘徊吾者衣戀流船梶雄名三

續日本紀に

神龜三年秋九月壬寅○二十八日以正四位上六人部王、等二十七人爲裝束
司以從四位下門部王、等一十八人爲造頓宮司爲將幸播磨國印南野也○冬
十月辛酉○十七日行幸○癸亥○十九日行還難波宮

日本紀略に

神龜三年冬十月辛亥○七日行幸播磨國印南野○甲寅○十日至印南野、邑美頓宮
○癸亥○十九日還至難波宮

とありて共に今の歌の題辭なると合はず○邑美は明石郡なるに紀略の文に印南野、邑美、頓宮とあり又續紀の文に

行宮、側近ナ明石賀古二郡百姓高年七十已上ニ賜穀各一斛

とあれば印南野は印南郡にとどまらず其東方なる賀古明石二郡に亘りしなりナキスミは契沖久老播磨下向日記のいへる如く今の明石郡魚住なり貞觀九年の官符類聚三代格に明石郡魚住船瀬とあるを見れば魚住即ナキスミなる事疑ふべき所なし魚住は今ハウヲズミと唱ふれども魚來住ナなど書きしを地名は二字に書くべき制によりて來を省きて魚住と書き初はなほナキスミとよみしを漸く字に従ひてウヲズミといふことゝなれるにこそ○フナセは即泊なり彼官符に

則知海路之有船瀬猶陸道之有逆旅

といひ又魚住ノ船瀬といへるを受けて件泊といへるを見て船瀬はやがて泊なる事を知るべし瀬と書けるは借字なりフナセのセはウマセのセと同じからむ卷四八頁參照○松帆浦は淡路の北端なる松尾崎の沿岸なり○カリツツヤキツツはアリにかゝれりマストラヲノココロハナシニは丈夫ノ心ヲ失ヒテとなり○タワヤメノは手弱女ノ如クとなり枕辭にあらずオモヒタワムは決行せざるなり船楫はフネカヂとよむべしフナカヂとはよむべからず古義にいへる如く船と楫となり卷三にアソブ船ニハ楫棹モナクテサブシモコグ人ナシニ三六八頁又コギケル舟ハ竿楫モナクテサブシモコガムトモヘド三七一頁とあり

反歌二首

玉藻かるあまをとめども見にゆかむ船楫もがも浪高くとも

玉藻荊海未通女等見爾將去船楫毛欲得浪高友

第四句を初とし結句より初句へかへして心得べし

往回見ともあかめやなき隅の船瀬の濱にしきるしらなみ

往回雖見將飽八名寸隅乃船瀬之濱爾四寸流思良名美

初句は略解にユキメグリとよめるに従ふべし舊訓にはユキカヘリとよみたれど下に往還常ニ我見シ香椎瀉云々とあると意ひとしからずシキルはくりかへし打寄するなり

山部宿禰赤人作歌一首并短歌

(やすみしし) わがおほきみの かむながら 高しらせる 稻見野の
 大海の原の (あらたへの) 藤井の浦に しびつると あま船散動
 塩やくと 人ぞさはなる 浦をよみ うべも釣はす 濱をよみ う
 べも塩やく ありがよひ 御覽もしるし 清白濱
 八隅知之吾大王乃神隨高所知流稻見野能大海乃原笑荒妙藤井乃浦爾
 鮪釣等海人船散動塩燒等人曾左波爾有浦乎吉美宇倍毛釣者爲濱乎吉
 美諾毛塩燒蟻往來御覽母知師清白濱

大海は三註共にオホウミとよめり。雅澄いはく

大海乃原は地名にあらず。ただ海原をいへるなり

と。案ずるに大海はオホミとよむべくそのオホミは地名にて即日本紀畧に見えた
 る邑美なり。○藤井は藤江の誤なる事略解に云へる如し。反歌にも藤江乃浦とあり
 ○散動は舊訓にミダレ、略解古義にサワギとよめり。上なる足引ノ山ニモ野ニモと

いふ歌の散動とひとしくミダレとよむべし。○御覽は古義にメサクとよめるに従
 ふべし。ミルの敬語メス、それを延べてメサクといへるにてメサクモシルシは見給
 フコトモ宜ナリとなり。○清白濱は又キヨミシラハマともよむべし。卷一はやみ濱
 風及卷二きよみ原參照。○白濱は白砂の濱なり。古義に「白浪のいちじるくよする濱
 を云」といへるは非なり

反歌三首

おきつ浪へなみしづけみいざりすと藤江の浦に船ぞ動流

奥浪邊波安美射去爲登藤江乃浦爾船曾動流

動流は舊訓にトヨメル、略解古義にサワゲルとよめり。卷三なる淺野ノキギシアケ
 ストシ立動ラシ(四八二頁)の例によりてトヨメルとよむべし

いなみ野の淺茅おしなべさぬる夜の氣長在者家ししぬばゆ
 不欲見野乃淺茅押靡左宿夜之氣長在者家之小篠生

卷一(七三頁)にもハタススキ、シヌヲオシナベとあり。オシナベは押伏なり。○氣長在

者を略解古義に六帖に従ひてケナガクシアレバとよめれどシといふ助辭結句なると重なれば舊訓の如くケナガクアレバとよむべし。ケナガクアレバは日數ツモレバとなり○續日本紀によれば行幸は十七日、還幸は十九日にて此歌にケナガクアレバとあると合はず。されば日本紀畧に従ひて七日の行幸とすべし。續紀には辛亥を辛酉と誤れるならむ

あかしがた潮干の道をあすよりは下^{シタ}咲^{ユカ}異^カ六家ちかづけば

明方潮干乃道乎從明日者下咲異六家近附者

下咲異六を契沖はシタエマシケムとよみ略解古義共に之に従へり。さるはシタエマシケラムの意とせるなり。されど然よみてはシホヒノミチヲのをさまる處なし。おそらくは異は往などの誤にてシタエミユカムなるべし。シタエムは心にゑむなり

過^ミ辛荷島時山部宿禰赤人作歌一首并短歌

(あぢさはふ) 妹が目不數見而 (しきたへの) 枕もまかす かにほま

き 作れる舟に 眞梶ぬき わがこぎくれば 淡路の 野島もすぎ
いなみつま △辛荷の島の 島のまゆ 吾宅をみれば 青山の そ
ことも見えぬ 白雲も 千重になりきぬ こぎたむる 浦のことごと
と 往隠る 島の埼々 くまもおちず おもひぞわがくる たびの
けながみ

味澤相妹目不數見而數細乃枕毛不卷櫻皮纏作流舟二眞梶貫吾榜來者
淡路乃野島毛過伊奈美孀辛荷乃島之島際從吾宅乎見者青山乃曾許十
方不見白雲毛千重爾成來沼許伎多武流浦乃盡往隱島乃埼埼隅毛不置
憶曾吾來客乃氣長彌

辛荷島は播磨風土記揖保郡の條に見えたる韓荷島なり。室津附近の海中にありて今もカラニジマと云ひて三小島より成れり○不數見而を宣長はカレテとよみ干蔭は數を衍字としてミズテとよめり。宣長の訓に従ふべし○カニハはハハカ一名カニハザクラ一名カバザクラの皮なり。くはしくは記傳卷八全集第一の四五三頁

伴信友の正卜考卷二全集第二の五一六頁以下を見て知るべし。記傳にカニバと濁れるはわろし。カニワと唱ふべし。さて其カニハは舟のいづくにまきしにか古制さだかに知るべからねどおそらくは船底にまきて腐蝕を防ぎしなるべし。○伊奈美孀イナメは今の高砂なり。くはしく卷四六三八頁にいへり。イナミツマ辛荷ノ島ノとつづける事不審なり。兩處はいたく相離れたればなり。おそらくはイナミツマの次に二句おちたるにぞあらむ。○ワギへは大和國なる故郷なり。青山ノソコトモミエズは遙ニ連ナリテ見ユル青山ノウチノイツクトモ知ラレズとなり。略解に「淡路島を西へ過れば古郷の山も見えぬをいふ」といひてアヲ山ガの意としたるは非なり。○白雲は白浪の誤か。○コギタムルはコギメグルなり。但オキツ島コギタム舟ハ、武庫ノ浦ヲコギタム小舟などいへる例によればこゝもコギタム、浦ノコトゴトとありて然るべきなり。四段にも上二段にもはたらきしにや。○ケナガミは日數ノ久シサニなり。此歌は西下の時の作なり。

反歌三首

玉藻かる辛荷の島に島回シママする水鳥にしもあれや家もはざらむ

玉藻刈辛荷乃島爾島回爲流水鳥二四毛有哉家不念有六

島回を舊訓にアサリとよめるを古義に

シマミスルとよむべし。島めぐりして食を求るを云なり

といへり。卷三四五七頁なるオホキミノミコトカシコミ磯廻スルカモも舊訓にはアサリとよめるを久老はイツミに改めたり。今は之に倣ひてシマミとよめるなり。此訓に従ふべし。○アレヤにつきてまぎらはしき所あればすこし云ふべし。契沖は「アノ如クノモノニナリテアラバ」と譯して「アレヤは願の詞にはあらず」といへり。もし譯の如き意ならばアラバヤとあるべし。卷七にクレナキニ衣ソメマクホシケドモ著テニホハバヤ人ノ知ルベキとあるを思ふべし。略解古義は共にアレカシの意とし古義には同例として卷七なるイハ倉ノ小野ユ秋津ニタチワタル雲ニシモアレヤ時ヲシ待タムといふ歌を擧げたり。案ずるに卷三五二〇頁なる河風ノサムキ長谷ヲナゲキツツ君ガアルクニ似ル人モ逢耶とある、これもアヘカシの意なれば今のアレヤと同格なり。之に反して卷一四二頁ウチソヲヲミノオホキミアマ有哉イラゴガ島ノタマ藻カリマス、同五三頁イニシヘノ人ニ我有哉ササナミノフル

京都ヲミレバカナシモこれらは海人ナラヌヤ否海人ナラヌニ、イニシヘノ人ニア
ラメヤ否古ノ人ニアラヌニといふ意にて今のアレヤとは異なり

島がくりわがこぎくればともしかもやまとへのぼる眞熊野の船

島隠吾撈來者乏毳倭邊上眞熊野之船

島ガクリは島ニカクレテにて畢竟シマ陰ヲといふ意なり。古義に「海の沖遠く行て
陸の方より見えざるをいへり」といへるは非なり。○こゝのトモシはウラヤマシ
なり。さてトモシカモといはでトモシカモといへるは古格にて卷三四二二頁に
コゴシカモ、五卷八四七頁にクヤシカモとあると同例なり。○ヤマトへは大和ノ方
へなり。マクマヌノ船は熊野式の船なり。下にもミケツ國志摩ノアマナラシ眞熊野
ノ小船ニノリテ沖ベコグミユとあり。又釋日本紀に引ける伊豫風土記逸文に野間
郡熊野峯所名熊野由者昔時熊野止云船設此云々とあり

風ふけば浪かたたむと伺候サモラヒにつたの細江に浦がくりをり

風吹者浪可將立跡伺候爾都多乃細江爾浦隱往

第三句は古義にサモラヒニとよめり之に従ふべし。サモラフベクの意にてそのサ
モラフはウカガフなり。○ウラガクリは浦ニ隠レテなり。○ツタノ細江は今の飾磨
のあたりなり。今飾磨の西に津田村あり。又飾磨の内に細江町あり。○飾磨は辛荷島
より東にあれば歌の順序はたがへり。○往は諸本に居とあり

過敏馬浦時山部宿禰赤人作歌一首并短歌

(みけむかふ) 淡路の島に ただむかふ みぬめの浦の おきべには

深みる探 浦回には なのりそ菫 (ふかみるの) 見まくほしけど

(なのりその) おのが名をしみ 間使も やらずて吾は 生友なし

御食向淡路乃島二直向三犬女乃浦能奥部庭深海松探浦回庭名告藻菫
深見流乃見卷欲跡莫告藻之己名惜三間使裳不遣而吾者生友奈重二

三犬女ミツイヌメは攝津國西灘村附近なり。タダムカフはタダニ向ヘルなり。○探は舊訓にツ
ミとよめるに従ふべし。菫は略解に従ひてカルとよみて句とすべし。○オノガ名ヲ
シミは未練ト云ハレムガ口ヲシサニとなり。○マヅカヒは契沖

使は此方彼方の間にかよふものなれば閒使といへり

と云へり○生友は舊訓にイケリトモとよめるを古義にイケルトモにかへたり。こは宣長の説によれるなれどなほイケリトモとよむべし(卷二五三〇参照)

反歌一首

すまのあまの照やきぎぬのなれなばか一日も君を忘れておもはむ
爲間乃海人之照焼衣乃奈禮名者香一日母君乎忘而將念

右作歌年月未詳也。但以類故載於此次。

初二はナレの序ナレナバカのカは結句の下へまはして心得べし。ワスレテオモハムはただワスレムといふに同じ(卷一九頁〇ワスレテオモヘヤ、卷二二八頁スギムトモヘヤ参照)。さて一日モ忘レズとはいへど一日モ忘レムとは常云はざる所なり。案ずるにこのモはダニの意とすべし。即

モシ離隔ニ馴レナバ一日ダニ君ヲ忘ルルコトアラム。今ハナホ一日ダニ君ヲ忘レズ

といへるなり。略解に「近く居て馴たらば」といひ古義に「君に近く向居て馴たらば」といへるは非なり

四年丁卯春正月勅諸王諸臣子等散禁於授刀寮時作歌一首并短歌

(眞葛はふ) 春日の山は (うちなびく) 春さりゆくと 山上に 霞た
なびき 高圓に 鶯なきぬ もののふの 八十とものをは 折木四
哭之 來繼皆 石此續 常にありせば 友なめて 遊ばむものを
馬なめて ゆかまし里を まちがてに わがせし春を かけまくも
あやに恐 いはまくも ゆゆしからむと あらかじめ かねて知り
せば 千鳥なく 其佐保川に いそにおふる 菅の根とりて (しぬ
ぶ草) 解除てましを ゆく水に みそぎてましを おほきみの み
ことかしこみ (ももしきの) 大宮人の (玉梓の) 道にもいはず こ
ふるこのごろ

眞葛延春日之山者打靡春去住跡山上丹霞田名引高圓爾鷲鳴沼物部乃八十友能壯者折木四哭之來繼皆石此續常丹有脊者友名目而遊物尾馬名目而往益里乎待難丹吾爲春乎決卷毛綾爾恐言卷毛湯湯敷有跡豫兼而知者千鳥鳴其佐保川丹石二生菅根取而之努布草解除而益乎往水丹潔而益乎天皇之御命恐百磯城之大官人之玉梓之道毛不出戀比日

授刀寮は後の近衛府にて散禁は今いふ禁足なり。くはしく代匠記にいへり。就いて見るべし。左註によれば諸王諸臣禁中を空しうして春日野に遊びしによりて罪を蒙りしなり

春サリユクトは春來ルトテなり。高圓は高圓タカマの野なり。○折木四哭之は契沖はやくカリガネノとよみたれど何故にかくは書けるかといふ事を明らかにしは喜多村信節なり。狩谷望之の箋註倭名類聚抄卷二九九丁檣蒲の註に

皇國所爲檣蒲雖不能得其詳然其采蓋用四木故萬葉集折木四切木四並訓加里借檣蒲爲雁也又三伏一向訓都久一伏三向訓古路一伏三起訓多米當是所擲得之采

名猶蘆白雉犢之稱○蘆白雉犢は皆五木の采名其數以三一亦可證用四木也喜多村氏節信曰檣蒲用四子一面白一面黒其白者畫雉二不畫二黒者畫犢二不畫二以之反復互換則九變而止故又名九采、

節信の萬葉集折木四考は未見ることを得ず北慎言の梅園日記卷三に

考ふるに折木四切木四みな前條にいへる五木の類にて○五木とは一面黒く一面白き五枚の木片にてものする博奕なり四木にてなす戯れ也折字又切字を加へたるは長木ならぬをいへるなり、さて四木をカリの假字に用ひたるは和名抄雜藝具に陸詞云檣音軒加利

檣子檣蒲采名也又雜藝類に檣蒲和名加利宇知とあり五木は蘆○采名を貴采としたれども四木は檣を貴采とせしなるべし檣をうちたるを勝とすれば檣蒲の名とせしにや又萬葉十卷の三伏一向をツクとよませ十三卷の一伏三向をコロとよませたるも皆此四木の采の名なるべし

木村正辭博士の美夫君志卷二別記附録に

此折木四また切木四とかける事は先哲の説すべてひがごとのみにていかなる意とも知がたかりしを近きころ北村節信といへる人の考にて其義いと明かに

なりたり。但其説いと長ければ今其意を採り約略してこゝにあぐ。和名抄雜藝部に兼名苑云。檣蒲一名九采内典云檣蒲賀利字智。又陸詞曰。檣音軒和子檣蒲采名也。とある。これにて折木四は即檣蒲子の事にて其は小木を薄く削て兩邊を尖らしめて其形杏仁をそぎたるが如し。その半面は白く半面は黒く塗て白きかた二に雉を畫、黒き方二に犢を畫てこれを投じて其采色によりて勝負をなすなり。但西土にてはこれを五木といひて其采五子なれども皇國にては四子を用ゐるなり。、、かかれば折木四は檣蒲子の事にて加利の假字としたるなり。

正辭云。此説は實に千古の發明にてうごくまじき考なり。然るを北靜廬が梅園日記に自らの説として載たるはいとをこなる事なり。又按に檣蒲を加利といふは梵語なるべし。此戲はもと西域より傳しなれば其語をもて云ならへるならむ。其は翻譯名義集卷三帝王篇に歌利、西域記云羯利王、唐言闍諍、舊云歌利訛也とある。是也。檣蒲の互に勝敗を諍ふは即闍諍するに同じければ加利とは呼べるなるべし。

といへり。所詮いにしへ西土の五木に倣ひてものせし四木といふ戲ありてその采りを當てたるなり。切レル木四四又は折レル木四四それ即采なれば雁の借字としたるなり。

按ずるに投子博子ともいふをも采といひ采色博打の目に當るものをも采と云ひしにて和名抄に檣子、檣蒲、采名也とあるは雜藝具に出で又檣子とあれば投子をいへるなり。梅園日記に「四木は檣を貴采とせしなるべし。檣をうちたるを勝とすれば檣蒲の名とせしにや」といひて檣を采色の名としたるは誤れり。又カリは投子の名にて檣蒲の名にあらざれば檣蒲はカリウチといふ。木村博士の闍諍の梵語なりといふ説はかたがた信じ難し。

因にいふ。喜多村信節ちんせつ一名を節信ちんしんといふ。そは人の贈れる銅印に誤りて信節を顛倒したりしかば改め鑄させむも煩はしとてやがて一名とせしなり。

さてカリガネに折木四哭と書けるはネに哭を當てガは添へてよませたるなり。契沖は哭之を之哭の顛倒とせり。果して然らばガネに之哭を當てノは添へてよませたるなり。○來繼皆石此續は眞淵は上の之の字を此句に附けて

皆は春の誤にて之來繼春石五字をシキツギハルシとよむべし。さらばカリガネノはシキツギといはん枕詞とせん。意は春ノ及次ツツ在物ナラバといふならんといひ千蔭は

皆は比日二字を一字に誤石は如の誤にて來繼比日はキツギゴノゴコと訓如此續はカクツギテとよむべし。宣長の考も符合せり。さて意は宣長のいへる如く雁ガネノは來ツギといはん序にてキツギは春ノ來ツギテ此比ノゴトクカクツツキテ常ニ春ナリセバといふ也

といひ美夫君志卷二別記附録には

皆は留字石は如字の誤りにて來繼留如此續なるべし(雁ノ來ツギ群レル如ク友ナメテイツモイツモ此所ニ遊バムモノヲ也)

といへり。案するに皆は比日の誤石は如の誤なること略解にいへる如し。但訓は折木四哭之來繼比日如此續

とあるべし。余が如此續の三字を意を得てコノゴロヲとよみしは守部の鐘の響(八五丁)に本集卷二なるミモロノ神ノ神スギ已具耳矣自云々の已具耳矣をスギシと

よめるによりて思附きしなり。更に案するに如此續はこのまゝにても通せざるにあらねど續は或は讀の誤なるべし。カリガネノを宣長千蔭は枕辭としたれど枕辭にあらず。カリガネガ來ツグといへるにてその來つぐかりがねは即歸雁なり(卷五なる梅花歌序は正月十三日に書けるものなるにその中に空歸故雁とあれば時候かなはずといふ難は起らじ)以上再案によれば

折木四哭之來繼比日如此續つねにありせば

とよむべくコノゴロヲのヲはツギテゾコフルコノ年ゴロヲなどの如く時の下に附くるヲなり。ユカマシ里ヲにて一段なり。里ヲは里ナルニなり。マシは下へつづけても用ふること卷三(五七二頁)にいへる如し。以上一段の意は

春ニナリヌトテ春日山ノ山ベニ霞タチ麓ノ野ニ鶯啼クナリ。歸雁サへ來ツグ此頃ナレバ若禁足ノ罰ヲ蒙ラズバ我等宮人ハ友ヲサソヒ馬ヲ駢ベテ野山ニ里ニ遊ビ行カムヲ

といへるなり

春ヲは春ナルニにて十四句を隔て、オホキミノミコトカシコミにかゝれるなり

○恐は略解古義にカシコシとよめれど、なほ舊訓にカシコクとよめるに従ふべし。カケマクモアヤニカシコクといハマクモユシとは同意にて散禁の罰を蒙るをいふ○千鳥ナクは准枕辭○略解に「シヌ草はこゝは草にあらず種なり」といひ古義に「草は種なり春野をしのお思ひ種の意なり」といひて共にシヌ草を補語としたれど、はらふべきものは禍なればシヌ草は補語と見るべからず。否枕辭と見ざれば前後の意通せず。但いかにかゝれる枕にか未考へず○解除を略解にハラへとよめれど古義の如くハラヒとよむべし。記傳卷六(全集第一の三二八頁)にハラヒと云とハラへと云と後にはまぎれて一に心得めれど本は別なり。ハラヒは自するをいひハラへは令被のつづまりたる言にて人にせしむるを云。罪咎ある人に負する被など是非なり

とあり○以上一段の意は

カク畏クユシキ仰ヲ蒙ラムトカネテ知リナバハヤク罪ヲハラヒ穢ヲススギテムヲ悔シクモシカセズシテアタラ待兼ネシ春ナルニ天皇ノ仰ヲ畏ミテ外ニモ出デズ此授刀寮ニコモリテ徒ニ春ニ戀フル此頃カナ

といへるなり○住は往を誤り官は宮を誤れるなり

反歌一首

梅柳すぐらくをしみ佐保の内にあそびし事を宮もとどろに
梅柳過良久惜佐保乃内爾遊事乎宮動々爾

右神龜四年正月數王子及諸臣子等集於春日野而作打毬之樂。其日忽天陰雨雷電。此時宮中無侍從及侍衛。勅行刑罰皆散禁於授刀寮而妄不得出道路。于時悒憤即作斯歌。作者不詳

サホノウチは佐保の郷内なり。コトヲはコトナルニなり。宮モトドロニの下にイヒサワガルルなどを略したり○此長歌并短歌にはアツバムモノヲ、ユカマシ里ヲ、ワガセシ春ヲ、ハラヒテマシヲ、ミソギテマシヲ、アツビシ事ヲなどナルヲのヲを多くつかひたり。作者の口ぐせなるべし

五年戊辰幸于難波宮△作歌四首

おほきみのさかひたまふと山守すゑもるとちふ山に入らずばやまじ

大王之界賜跡山守居守云山爾不入者不止

此行幸の事史に見えず○サカヒは古義にいへる如く用言につかひたるなり。略解に「是は親の守る女などを戀る譬喩歌也」といへる如し○宮の下に時の字を補ふべし

見渡せば近きものからいそがくりかがよふ珠をとらずばやまじ
見渡者近物可良石隱加我欲布珠乎不取不已

チカキモノカラはイツガクリにかゝれり。イツガクリはイツガクルといふ用言のはたらけるにて磯ニ隱レテといふ意なり。モノカラはモノナルヲなり○近く逢がたき妹に譬たりと略解にいへる如し

(からごろも、き)ならの里の島待に玉をしつけむ^{ヨキタマモガモ}好人欲得

韓衣服櫛乃里之島待爾玉乎師付牟好人欲得

カラゴロモ著までが枕なり。著馴といひかけたるなり○待は松の借字とおぼゆ。宣長は

此卷の下吾宿ノ君松ノ樹ニとよめればこゝも島は君の誤にて好は取の誤ならん、結句トランヒトモガとよむべし

といへり。君ヲ待ツを松にいひかけたるなり。君、字を島と誤れる例は卷三三七七頁にもあり。好人欲得の人を玉の誤としてヨキタマモガモとよむべし。女の歌なり。さをしかのなくなる山をこえゆかむ日だにや君^{キミ}はたあはざらむ

竿牡鹿之鳴奈流山乎越將去日谷八君當不相將有

右笠朝臣金村之歌中出也。或云。車持朝臣千年作之也

三註共に君にニをよみそへたり。案ずるに君ハとよむべし。こは秋の頃旅だつとてよめるにて

鹿ノ妻ニ戀ヒテ鳴クナル山ヲ越行カム今日ダニ逢ヒタシト思フニヤハリ又君ハ逢ハザラムカ

といへるなり○以上四首行幸の御供にてよめるやうにはおぼえず

膳王歌一首

あしたには海邊にあさりしゆふされば倭へこゆる雁しともしも

朝波海邊爾安左里爲暮去者倭部越鴈四乏母

右作歌之年不審也。但以歌類便載此次。

海邊を舊訓にウナビとよめり。然るに古義に

十八に宇美邊ヨリムカヘモコヌカ、書紀竟宴歌にササナミノヨスル宇美倍ニ、古今土左にもウミベとよめり。十四にナツソヒク宇奈比ヲサシテとよめるは地名ならむ。山ビ河ビ岡ビ濱ビの例によらばウミビとこそいはめ。河ノビ。山ノビなど云はざるを見ればウナビとはいふべからず(○採要)

といへり。地名のウナビも元來海邊といふ義なればなほ古くはウナビとよむべし(彼カムナビも神之邊の義なるべし)さて其海邊は旅先の海邊なり。トモシは羨シなり

太宰少貳石川朝臣足人歌一首

(さす竹の)大宮人の家とすむ佐保の山をば思ふやも君

刺竹之大宮人乃家跡住佐保能山乎者思哉毛君

筑紫にて帥大伴旅人に贈りしなり。大宮人といへるは一般的なり。旅人の家も佐保山にありしなり。やがて卷三なる大伴坂上郎女悲嘆尼理願死去作歌(五五八頁)にウチヒサス都シミミニ。里家ハサハニアレドモ、イカサマニ思ヒケメカモ、ツレモナキ佐保ノ山邊ニ、ナク子ナス慕ヒ來マシテ云々といへる家なり

帥大伴卿和歌一首

(やすみしし)わがおほきみのをす國は日本もここも同じとぞおもふ
八隅知之吾大王乃御食國者日本毛此間毛同登曾念

ヲスはシロシメスなり。第三句はシロシメス國ノ内ナレバといふ意なるべけれど辭足らず。日本は大和の借字なり。同の字を古義にオヤジとよめり。オヤジは古けれどオナジも集中に例あり(たとへば卷十八に月ミレバ於奈自クニナリとあり)

冬十一月太宰官人等奉拜香椎廣訖退歸之時馬駐于香椎浦各述

懷作歌

帥大伴卿歌一首

いざ兒ども香椎のかたにしろたへの袖さへぬれて朝菜つみてむ
去來兒等香椎乃瀨爾白妙之袖左倍所沾而朝菜採手六

略解に「子ドモは從者をさす。朝菜は朝食の料に磯菜つむ也。干瀉にて裾ぬるゝをも」として袖サへとはいへり」と云へる如し。カタニは瀨ニテなり

大貳小野老朝臣歌一首

時つ風ふくべくなりぬかしひ瀉潮干のうらに玉藻かりてな

時風應吹成奴香椎瀨潮干瀨爾玉藻荊而名

トキツ風は潮のさしくる時に吹く風をいふ(卷二七三頁参照。二三の間にシホノサシコヌ間ニといふことを補ひてきくべし)○瀨は文選海賦に沙瀨とあり

豊前守宇努首男人歌一首

ゆきかへり常にわが見し香椎がたあすゆ後には見むよしもなし

往還常爾我見之香椎瀨從明日後爾波見緣母奈思

代匠記に「此男人は當年任の限はてけるなるべし」といへり。豊前ノ國府ヨリ太宰府

ニ通フトテ常ニ見シ香椎瀨ヲ云々といへるなり。古義に「いくたびも往かへり往かへりしつゝ見れども見あかずしておもしろき香椎瀨なるを明日よりは任國にかへりゆきて後は見べき縁も無し云々」と釋したるは非なり。ユキカヘルは往クトテ還ルトテなり。上一〇四七頁なるユキメグリとは齊しからず

帥大伴卿遙思芳野離宮作歌一首

隼人のせとのいはほも年魚はしる芳野の瀧になほしかずけり

隼人乃湍門乃盤母年魚走芳野之瀧爾尙不及家里

隼人ノ瀨戸ノ巖ノオモシロサモ云々の意なり。隼人は國名なり。此瀨戸の事は卷三(三五八頁)にいへるを見よ。○盤の字、諸本に磐とあり。但古書に盤を磐に通用せり

帥大伴卿宿次田温泉聞鶴喧作歌一首

湯の原になくあしたづはわがごとく妹にこふれや時わかずなく

湯原爾鳴蘆多頭者如吾妹爾戀哉時不定鳴

スキ田の湯は後にスイダの湯といひ今武藏の湯といふ。今の筑紫郡二日市村にあ

り。天拜山の麓にありて太宰府より遠からず湯の原は此温泉あるによりて名を得たるなり○此年旅人其妻を失ひき(卷五九八三頁参照。故にワガゴトク妹ニコフレヤ時ワカズナクといへるなり)

天平二年庚午勅遣擢駿馬使大伴道足宿禰時歌一首

奥山のいはにこけむしかしこくも問ひたまふかも念ひあへなくに
奥山之盤爾蘿生恐毛問賜鴨念不堪國

右勅使大伴道足宿禰饗于帥家。此日會集衆諸相誘驛使葛井連

廣成言須作歌詞登時廣成應聲即吟此歌

初二はカシコシの序なり第三句以下の意はマダ歌ヲ思敢ヘヌニ歌ハイカニト畏クモ問ヒ給フカナとなり○登時はいにしへ支那に行はれし俗語にて即時當時などの意なり

冬十一月大伴坂上郎女發帥家上道超筑前國宗形郡名兒山之時

作歌一首

おほなむち 少彦名の 神こそは 名づけそめけめ 名のみを 名
兒山とおひて 吾戀の 千重の一重も ながさ末なくに

大汝小彦名能神社者名著始鷄目名耳乎名兒山跡負而吾戀之千重之一重裳奈具佐末七國

宗形郡は通本に宗形部とあり契沖は「官本に部を郡に改たり此に依るべし」といへり。然るに訓義辨證下卷(二頁)には

元本○元曆校本に郡字を部とかける事多くまた他の古書にも郡を部とかける事これかれあればもとのまゝにて有べき也續日本紀卷三十二に信濃國水内部人、、續日本後紀卷二に越後國蒲原郡伊夜比古神預之名神以彼部每有早疫致雨救病也などある部の字即郡の意なり零本丹後風土記にも郡を部とかけるがありまた類聚名義抄に部コホリとありこれ中世部をコホリと訓たる證なりといへれどこれのみにてはコホリに部の字をも書きしといふ證は未十分ならず諸本にも郡とあり

名兒山は勝浦より田島へこゆる山なりといふ○卷二二一九四頁に吾戀ワガコイチヘノヒト
ヘモナグサムルココロモアリヤト卷四六三四頁に吾戀流千重ノヒトヘモナグサ
モルココロモアリヤトとあり○末の字一本に米とありといふ雅澄は之に従ひて
ナグサメナクニとよめり訓義辨證上卷三四頁には

今本に末とあるは誤也未と改むべし未にメの音のあることは上聲の尾字にメ
の音のあるをもて知べし

といへりいづれにしもナグサメナクニとよむべしナクニはヌカナといはむに近
し○卷七に名草山コトニシアリケリ吾戀ワガコイチヘノヒトヘモナグサ目ナクニとある
は今とよく相似たり

同坂上郎女向京海路見濱貝作歌一首

わがせこにこふればくるし暇あらば拾ひてゆかむ戀わすれ貝

吾背子爾戀者苦暇有者捨而將去戀忘貝

兄旅人をしたひてよめるなるべし(卷四〇八頁参照)○捨は拾の誤なり

冬十二月太宰帥大伴卿上京時娘子作歌二首

おほならばかかもせむをかしこみとふりたき袖をしぬびてあるか
も

凡有者左毛右毛將爲乎恐跡振痛袖乎忍而有香聞

初二は貴人ナラヌ尋常ノ人ナラバカウモアアモセンヲとなりカシコミトのトは
除きて心得べし○作者は遊女なり

やまとぢは雲がくりたり然れどもわがふる袖をなめしともふな

倭道者雲隱有雖然余振袖乎無禮登母布奈

右太宰帥大伴卿兼任大納言向京上道此日馬駐水城願望府家

于時送卿府吏之中有遊行女婦其字曰兒島也於是娘子傷此易

別嘆彼難會拭涕自吟振袖之歌

大和へ上ル道ハ雲ニ隠レテ君ノ一行ハ見エズナリヌサレド我ハナホ袖ヲゾ振ル、
ソヲナメシト思ヒタマフナといふ意なるべし無論まだ別れぬさきに取越してよ

めるなり○左註の兼任は遷任の誤か。府家は太宰府の屋舎なり

大納言大伴卿和歌二首

やまとぢの吉備の兒島を過ぎてゆかば筑紫の子島おもほえむかも
日本道乃吉備乃兒島乎過而行者筑紫乃子島所念香裳

ツクシノ子島は即遊行女婦兒島なり。オモホエムはシノバレムなり。上一〇三二頁
にいへり

ますらをとおもへる吾や(水莖の)水城のうへになみだのごはむ

大夫跡念在吾哉水莖之水城之上爾泣將拭

ミヅグキノは枕辭なり(玉勝間卷一参照)○略解古義に「ミヅギのウへは水城ノホト
リといふが如し」といへり。案するに天智天皇紀に於筑紫築大堤貯水名曰水城とあ
りて水城といふはやがて大きな堤にて其大堤ノ上ニテといへるなり。贈歌の左
註に馬駐水城顧望府家とあるも堤の上より顧みしたるさまなり

三年辛未大納言大伴卿在寧樂家思故郷歌二首

しましらくもゆきて見てしがかむなびの淵は淺而瀨にかなるらむ

須臾去而見牡鹿神名火乃淵者淺而瀨二香成良武

カムナビといふ處大和國の處々にありて此歌の神名火はいづくのとも分き難き
を六人部是香の龍田考(三六丁)に

そもそも神ナビとは神之森といふ言の約りつる言なりと賀茂翁のいはれつる
は實に動まじき考にていづくの神の森にても然いふべきを大和にて古く三輪
と飛鳥と葛城とに其名高かるはいづれもいみじく止事なき社どもなればなる
べく後の書にこの龍田に近き神南備の其名高く成るはさばかり歌讀の多かり
つる大伴氏の本居なりしまゝにおのづから歌にも多くよみいでたるうへ其後
は龍田川の名高きに引かれて神ナビも三室も共に其名高くなれるなりけり
といひ又(三八丁)

卷六大納言大伴卿在寧樂家思故郷歌にシバラクモユキテミテシガ神名火ノ淵
ハアセビテ瀨ニカナルラムとあるを卷八に此旅人卿の孫なる大伴田村大嬢が
其妹坂上大嬢に送れる歌にフルサトノ奈良思ノ岳ノホトトギスとあるに考へ

合すれば旅人卿までの本居は龍田の南なる奈良思岡に在し事あきらかなり

といへり(田村大嬢を旅人の孫といへるは非なり。宿奈麻呂を舊説の如く旅人の弟としても大嬢は旅人の姪なり)○淺而は舊訓にアサビテとよめるを古義に

淺而はアセニテと訓べし、三卷に久方ノアマノサグメガイハ船ノハテシ
高津ハ淺爾ケルカモ。こゝは淺の下に爾か去かの字など脱しか。又さらずともア
セニテなり

といへり

指進乃栗栖クルの小野のはぎが花ちらむ時にしゆきてたむけむ

指進乃栗栖乃小野之茅花將落時爾之行而手向六

初句を春滿はサシズミノとよみ雅澄は村玉乃の寫誤としてムラタマノとよめり
(こは卷二十に牟浪他麻之クルニクギサシ云々とあるによれるなり)代匠記冠辭考、
略解古義共に枕辭とせり。余の案は後にいふべし○栗栖クルは和名抄に大和國忍海郡
栗栖とあるによりて略解古義共に忍海郡(今の南葛城郡)としたれど前の歌なる神
名火の近傍ならざるべからず。而して神名火は龍田の神南なる事上にいへる如く

なれば栗栖も亦平群郡ならざるべからず○立返りて初句を吟味せむに結句のユ
キタムケムと照應せしむるには初句にまづその行かむとする地名を云はざる
べからず(栗栖ノ小野ニ行キテといへるにはあらざればなり)もしその要なしとな
らば栗栖は類多き地名なれば郷名などを冠らすべくいづれにしても枕辭をおく
べき餘裕ある處にあらず。もし原字に拘はらで初句を填むべしといふ人あらば余
はフルサトノといふべし

或人此説を聞きていはく。然らば指進乃は振里乃の誤字にあらざるかと。案ずる
にフルサトは集中に古郷故郷などのみ書きたれど卷十一に古リタルを振有と
書ける例現ニモ夢ニモ吾ハ思ハザリキ振有フルキミニコニアハムトハ)あれば振
里と書くまじきにあらず。されどなほ安からざる所あり

○一首の意は略解に

今萩の盛にはとても行事あたはざれば行て手向んころははや散ぬべしといふ
也

といひ古義に

末句は行て手向むとする頃はちりがたになりなむの意なり
 といへり。もしさる意ならばチラム時ニカとあるべきなり。思ふに萩の花散りなむ
 頃に故郷に歸らむあらましなりしならむ。然も旅人の薨せしは此年七月二十五日
 (丁未朔辛未)なれば果して志を遂げきや否やおぼつかなし。○タムケムは略解に「故
 郷の神かまたは先祖の墓などへ手向せんとするべし」といひ古義にも「タムケムは
 土地神などへ供養むの意にてよまれしなるべし」といへれどこは筑紫にて死別し
 て故郷に還し葬りけむ妻大伴郎女の墓にたむけむと云へるなるべし。タムケムに
 は何ヲといはでは物足らぬこゝちすれど酒ヲといはでただノムといふが如く(卷
 五六頁参照)補語を加へずしてただタムクとのみもいひなれしにこそ。○茅は芽の
 誤なり。本集にハギを芽又は芽子と書けり

四年壬申藤原宇合卿遣^ル西海道節度使之時高橋連蟲磨作歌一
 首并短歌

(白雲の) 龍田の山の 露霜に 色づく時に うちこえて たびゆく

きみは いほへ山 いゆきさくみ (あた守る) 筑紫に至り 山のそ
 き 野のそき見世と 伴部を 班つかはし 山彦の こたへむきは
 み 谷ぐくの さわたるきはみ 國がたを 見之たまひて (冬ごも
 り) 春さりゆかば (とぶ鳥の) 早御來 龍田ぢの をか邊の路に
 につつじの にほはむ時の 櫻花 さきなむ時に (山たづの) 迎ま
 るでむ きみが來まさば

白雲乃龍田山乃露霜爾色附時丹打超而客行公者五百隔山伊去割見賊
 守筑紫爾至山乃曾伎野之衣寸見世常伴部乎班遣之山彦乃將應極谷潛
 乃狹渡極國方乎見之賜而冬木成春去行者飛鳥乃早御來龍田道之岳邊
 乃路爾丹管士乃將薰時能櫻花將開時爾山多頭能迎參出六公之來益者

續日本紀に

天平四年八月丁亥正三位藤原朝臣房前爲東海東山二道節度使從三位多治比眞
 人縣守爲山陰道節度使從三位藤原朝臣宇合爲西海道節度使道別判官四人圭典

四人、醫師一人、陰陽師一人。○九月丁卯、依諸道節度使請充驛鈴各二口。○十月辛巳、給節度使白銅印道別二面。

懷風藻(群書類從卷百二十二)に正三位式部卿藤原朝臣宇合六首とありて

五言奉西海道節度使之作 往歲東山役、今年西海行、行人一生裏、幾度倦邊兵、とあり

露霜はツユジモと濁りて唱ふべし。ただ露といはむに齊し(卷二三頁八参照)。イユキサクムは又イユキサグクムといふ。イは添辭ユキサクムは行避クのうらにて行通る事なり(卷四八頁三参照)。○アタマモルは敵の番をするなり。當時筑紫は外國より攻來る恐ありしによりて常に防備を嚴しくせられしなり。○山ノソキ野ノソキは山ノアナタ野ノアナタにて所詮山奥野末なり。○見世を舊訓にミヨとよめるを古義にメセに改めたり。宇合が伴部に命せむさまを叙したるなればミヨにて可なり。トモノベは屬僚なり。ベはワラハベなどのべなり。トモノヲ(部長)に對せる稱なり。班は古義にアガチとよめるに従ふべし。班田をアガチダとよむと同例なり。但カの清濁はなほ考ふべし。○山彦ノ云々の四句は山野ノ果マデといふ意なり。國ガタは地形な

り。見之は古義にメシとよめるに従ふべし。春サリユカバは春ガ來ラバとなり。○早御來は略解にはハヤクキマサネとよみ古義には御を却の誤としてハヤカヘリコネとよめり。下なる來益者と照應せるなれば略解の訓に従ふべし。○タツ田ヂは卷四(六一七頁)なる淡海路、同卷六六七頁)なる木路と同例にて龍田の道なり。龍田へ行く道にあらず。○丹ツツジノニホハム時ノサクラ花サキナム時ニのノは例のニシテ又など譯して心得べきノなり(卷三五七〇頁及參照)。○ムカヘマキデムはムカヘニのニを略したるなり。マキデムはマウデムなり

反歌一首

千萬の軍なりとも言舉せずとりて來ぬべき男とぞもふ

千萬乃軍奈利友言舉不爲取而可來男常曾念

右檢補任文八月十七日任東山山陰西海節度使

イタサは兵士なり。コトアゲは心にをさめずして言に舉げていふを云ふ。我ヨク取リテ來ムなどいはむが言舉なり。さればコトアゲセズはダマツテといふことなり。

トルは殺す事なり。説記傳卷二十三(全集第二の一四一〇頁)にくはし

天皇賜酒節度使卿等御歌一首并短歌

をすぐにの とほのみかどに 汝等之 かくまかりなば たひらけ
く 吾は遊ばむ 手抱而 我はいまさむ 天皇朕 うづの御手以
かきなでぞ ねぎたまふ うちなでぞ ねぎたまふ 將還來日 あ
ひのまむ酒ぞ この豊御酒は

食國遠乃御朝庭爾汝等之如是退去者平久吾者將遊手抱而我者將御在
天皇朕宇頭乃御手以搔撫曾禰宜賜打撫曾禰宜賜將還來日相飲酒曾此
豊御酒者

天皇は聖武天皇なり○汝等之はイマシラガともナムヂラガともよむべし(古義に
はイマシラシとよめり)○手抱而を契沖はタムダキテとよめり。記傳卷二十四(第二
の一四八一頁)に

抱は書記などにイダクともウダクともムダクとも訓るが中に萬葉十四にカキ

武太伎とあればこれによりてムダキテと訓べし

といひ古義卷三(一四〇丁)に

抱はウダキと訓べし。靈異記に抱于田伎と見えたり。十四に武太伎とあるは東語
にははやく訛れるなるべし。そもそもウダキといふ言の意は腕纏なり。、、今
モ土左人はウダキとのみいへり

と云へり。タウダキテとよむべし。さてタウダクは手を拱く事なり○御身づからイ
マサム、スメラワガウヅノ御手、ネギタマフなどのたまへるはいともかしこき我邦
の手ぶりにて他國には例なき事なり。古義にも

かく御自の御うへの事を御自詔ふに尊みて詔へること天皇威稜の二なくあり
がたくかたじけなき事一卷初(〇九丁)に委辨たるが如し

といへり○ウヅは高貴といふ事。カキナデ、ウチナデのカキ、ウチは添辭。ネギは糲ら
ふ事○將還來日は舊訓の如くカヘリコムヒとよむべし(略解にはカヘラム日とよ
めり)。アヒノマムの上にフタタビといふ語を加へて心得べし。トヨミキは酒をたた
へてのたまへるなり

反歌一首

ますらをのゆくとふ道ぞおほろかに念ひて行くなますらをのとも
大夫之去跡云道曾凡可爾念而行勿大夫之伴

右御歌者或云太上天皇御製也

太上天皇は元正天皇なり○初二は大丈夫ナラデハ果シ難シトイフ任ヅとなり。オ
ホロカニは尋常ニなり。かの王事靡盬もうるはしくはオホロカナラズとよむべし

中納言安倍廣庭卿歌一首

かくしつつあらくをよみぞ(たまきはる)短き命を長くほりする
如是爲菅在久乎好叙靈剋短命乎長欲爲流

アラクラヨミはアル事ガヨサニとなり。喜ありし時によめるにこそ○菅は管の誤
なり

五年癸酉超草香山時神社忌寸老鷹作歌二首

難波がた潮干のなごりよく見てむ家なる妹がまち問はむため

難波方潮干乃奈凝委曲見在家妹之待將問多米

草香山は大和河内國境の山の名なり。なほ下にいふべし○例の海をめぐらしむ大
和人の情を述べたるなり○ナゴリを普通の説には餘波の意とすめり。げに餘波の
意として通ずる處もあれど今の歌又卷七なる

奈吳の海の朝開のなごり今もかも磯の浦回にみだれてあらむ

といふ歌などは餘波の意としては通せず。餘波はさばかり見ておもしろきものに
あらず又磯ノ浦回ニミダレテアラムなどいふべきにあらざればなり。守部の鐘の
響(一二〇丁)に

萬葉七ナゴノ海ノアサケノナゴリケフモカモ磯ノウラミニ亂レテアラムまた

六、難波ガタ潮干ノナゴリヨク見テム家ナル妹ガマチトハムタメこれらのナゴ
リは常の餘波の上をいふとは聞えぬやうなり。もしは汐干に残る魚の事を
いへるにはあらかじか守部稚きほど伊勢國朝明郡の海邊にしばし在けるに其邊
にては汐の干るを待て磯の石間洲崎の窪みなどに残りをる魚を捕にゆくをナ
ゴリヲ拾フといひて何よりたのしきわざとせり。、、元眞集にイセノ海ニナ

ゴリヲ拾ヒワブル海人モ物思フ事ハエシモ増ラジカ、れば伊勢の海には殊に
其名ありしにこそ。さてこれに合せて思ふに右の歌に磯ノウラミニ亂レテアラ
ム、又潮干ノナゴリヨク見テムなど何とかや其事めきて聞ゆ。もしさらば是は魚
残、彼は波残の意なるが唱へのおなじきままに混じたる歟。又ただ浪残と云に魚
もこもりて同じことなる歟

といひ中島廣足の窓の小簾(中卷廿五丁)には

ナゴリは風吹あれし海の風やみてもなほ浪のしづまらぬをいふ(餘波と書て今
も海邊にはいふことなり)がもとにて其事其物の跡に残りたるをいふ、
葉七ナゴノ海ノアサケノナゴリケフモカモ磯ノウラマニミダレテアルラム、催
馬樂風シモフイタレバナゴリシモタレバ、勢語其夜南ノ風フキテナゴリノ波
イトタカシ、元眞集イセノ海ニナゴリヲタカミワブルアマモ物オモフ事ハエシ
モマサラジ(○此歌の第二句類従本などには守部の引ける如くヒロヒとあり本
願寺本などには今の如くタカミとあり)これらは風にたちたる浪の風やみても
なほたつをいへる也(○ナゴノウミノといふ歌を此類に入れたるは誤なり)

萬六ナニハガタシホヒノナゴリヨク見テナ家ナル妹ガマチトハムタメ、同四ナ
ニハガタシホヒノナゴリアクマデニ人ノ見ル兒ヲワレシトモシモ、かくシホヒ
ノナゴリとつづけ妹ガタメニヨク見テムなどいひ又アクマデニ見ル兒の序と
したるなどは浪のたつことにてはあるまじくおもはる。こは貝や石や海松など
のよりたるけしきのあかずおもしろきをシホヒノナゴリといへるにやあらむ
といへり。案ずるに浪残は音便といふことの無かりし世にナゴリとはつづまるべ
からず。又もしナゴリに波の意あらば勢語(八十六段)の如くナゴリノ波とはいふべ
からず。又波にいふを浪残の約とせば魚藻などにいふは魚残又は菜残の約とせざ
るべからず。否古今集春下に風ノナゴリ(さくらばなちりぬる風のなごりには水な
き空になみぞたちける)とあるは何の約とかせむ。さればナゴリはただ残といふこ
とにて餘波にも餘風にも別後の餘情にも今の歌の如く潮の干て魚介海藻の濁に
残れるにも云ふべきなり

契沖が「鹽の干潟に残れるたまり水をナゴリといふ」といへるは餘波の意として
は通せざる歌あれば彼にも此にもかなふべき釋をと拈り出でたるなり。雅澄が

〔萩原廣道も〕浪凝の約とせるは緑衣を黒衣に代へたるまでにて浪殘の約とする
説と共にふさはず

ただごえのこのみちにしておしてるや難波の海となづけけらしも

直超乃此徑爾師互押照哉難波乃海跡名附家良思裳

古事記雄略天皇の段に日下之直越道とありて傳卷四十一〔全集第三の二三六三頁〕
に

倭の平群郡より伊駒山の内〔南方〕を越て河内國に至り〔若江郡を経て〕難波に下る
道にして〔今世に〕暗峠と云是なり、、、さて今の日下村は此道には非ずや、北
方なれども久佐加と云名は此坂より出て古は此坂のあたりをも日下とぞ云り
けむ、、、此道近き故に直越とは云なり

といへり。守部の鐘の響上卷〔五丁〕には

此龍田越關がり峠にかゝる道はいと久しき時よりの間道なり、、、此山路甚
近道なりければつひに龍田の直越タダはタダ路など云タダなり。曲道に對へて
眞直に近く行を云とは名に負しなり

といひて龍田越とくらがり峠とを混同せり。日下の直越とこそあれ龍田の直越と
いへることは何の書にも見えざるをや〔龍田考十一丁以下參照〕大日本地名辭書に
は

草香山は生駒山に同じ。其北尾を云ふ。日根市村大字善根寺より登路あり。即古の
孔舎衛坂にして又直越と稱したり

といひてくらがり峠より北方に當れる峠を以て日下の直越に擬したり。案ずるに
北方なる峠は山路紆曲したればタダゴエとはいふべからず。後に其南方に一の峠
〔即くらがり峠〕いで來てこの方近道なれば之をクサカノタダゴエといひしなり。草
香山はげに生駒山の一名とおぼゆ。○一首の意は

古ヨリおしてるや難波トイフハ此草香ノ直越道ニテ遙ニ難波ノ海ノ光レルヲ
見テ云ヒソメシニコソ

といへるなり

山上、臣憶良沈痾之時歌一首

士アトコやも空ソトしかるべき萬代にかたりつぐべき名は不立タテズして

士也母空應有萬代爾語續可名者不立之而

右一首山上憶良臣沈痾之時藤原朝臣八束使河邊朝臣東人令

問所疾之狀於是憶良臣報語已畢有須拭涕悲嘆口吟此歌

不立は舊訓にタタズとよめり古義にタテズとよめるに従ふべし名ハは名ヲバを略せるなり○左註の有須は官本に有頃とありといふ之に従ふべし史記張儀傳に有頃而病とあり○卷十九に慕振勇士之名歌一首并短歌といへる家持の歌ありて左註に

右二首追和山上憶良臣作歌

とあり合せ見べし

大伴坂上郎女與姪家持從佐保還歸西宅歌一首

わがせこが著衣うすし佐保風はいたくなふきそ家にいたるまで

吾背子我著衣薄佐保風者疾莫吹及家左右

題辭を略解に與姪家持とよめるは非なり○家持は郎女の兄旅人の子なれば姪とはいへるなり○ケルは著タルなり○佐保風は卷一なるタワヤメノ袖フキカヘス

アスカ風の類なり

安倍朝臣蟲鷹月歌一首

(あまごもり)三笠の山をたかみかも月のいでこぬ夜はくだちつつ

雨隱三笠乃山乎高御香裳月乃不出來夜者更降管

クダチは卷五にもワガ盛イタククダチヌとあり夜にクダツといふは更くる事なり○此歌卷三なるクラ橋ノ山ヲタカミカ夜ゴモリニイデクル月ノ光トモシキ又次なる歌と似たり○三笠山は後世は春日山の手前なる小山をいへど

はやく顯註密勘(定家)に「春日山に三笠山とてひき下りて小さき山に春日社おはします春日山は總名なり三笠山は別名なり」といへり

當時三笠山といひしは連山の主峯なる今の春日山の事なり

大伴坂上郎女月歌三首

かりたかの高圓山をたかみかも出來月のおそくてるらむ

猶高乃高圓山乎高彌鴨出來月乃遲將光

代匠記に「猶高は第七に借高之野邊とよみて地の名なれば石上布留と云如く猶高は總名にて高圓は別名なるべし」といへり。○オソクテルラムの上にカクハといふ辭を添へて聞くべし。古義に月の出でぬ前の歌として出來をイデコムとよめるは非なり。出來は當夜の月のみについて云へるにあらず。されば舊訓の如くイデクルとよむべし。オソクテルラムは遅ク出來ラムといへる。にてそのテルラムは當夜の月のみについて云へるなり。

(ぬばたまの)夜霧のたちておほほしくてれる月夜のみればかなしさ

烏玉乃夜霧立而不清照有月夜乃見者悲沙

或人問ひて云はく。カナシサの如く形容詞の語幹にサを添へたるは名詞となれるなればミレバを受けてカナシサとはいふべからず。いか。答へていはく。夕さればねにゆくをしのひとりして妻ごひすなる聲のかなしさ。さく花におもひつくみのあぢきなさ身にいたつきのいるも知らずてこれらを見ればげに名詞なるが如くなり。古義にミレバカナシサはミレバは初句の上にくぐらして心得べし。ミレバを隔て、ッ

クヨノカナシサと續く意なり

といひてミレバに心をおきたるを見れば雅澄も問者の如くミレバカナシサとは續くべからずと思へるならむ。されど

うつつにはさもこそあらめ夢にさへ人めをもると見るがわびしさ

などが受けたる例あるを思へば此格は名詞にあらざる事明なり。案するに此格は元來形容詞の一格にてカナシサはカナシキコトヨと譯すべく他は之に準ずべし。因にいふ。形容詞の語幹にクを添へたるも文句の末にあるはコトヨと譯すべし。さればコトヨといふ意を古歌には或はサといひ或はクといへり。本集卷七なる大海のみな底とよみたつ浪のよらむと思へる磯の清左。大海の磯もとゆすりたつ波のよらむと念へる濱の淨奚久。これ例とすべし。

山のはのささらえをとこあまの原とわたる光みらくしよしも

山葉左佐良榎壯子天原門度光見良久之好藻

右一首歌或云。月別名曰佐散良衣壯士也。緣此辭作此歌。

略解に「ササラは小き意、エは美き意にて則月をほめいへり」と云へり。さらばササラ、エヲトコトエを下に附けてよむべし。○ミラクは見ル事ガなり。シとモとは助辭。トワタルを古義に彼高天原ノ石屋戸ノ前ヲワタルと譯せるは非なり。トワタルトは河ト、セト、トナカなどのトにて船の通ふ處なり。さればトワタルは古今集にわが上につゆぞおくなる天の川とわたる船のかいのしづくか
 とある如く船にいふ語なるを今は天を海、月を船に擬してアマノ原トワタルと云へるなり

豊前國娘子月歌一首

娘子字曰大宅 姓氏未詳也

雲がくりゆくへをなみとわがこふる月をや君之みまくほりする
 雲隱去方乎無跡吾戀月哉君之欲見爲流

雲ガクリは雲ニカクリテのニとテとを省けるなり。ユクヘヲナミトのトはカシコミトなどのトにて除きて心得べきトなり。さてそのユクヘヲナミトは古義に「往方シレズナリヌル故ニといふ意なり」といへることし。君之は君毛の誤にあらざるか

湯原王月歌二首

天にますつくよみをとこまひはせむこよひのながさ五百夜つぎこそ
 天爾座月讀壯子幣者將爲今夜乃長者五百夜繼許增

マヒハセムは卷五にもワカケレバ道行シラジマヒハセムシタベノ使負ヒテトホラセとあり。○ツギコソはツツケカシの意にて畢竟アハレ月ノオモシロキニコヨヒノ長サ常ノ五百夜ノ程ナレカシと願へるなり

はしきやし不遠里の君來跡大能備爾鴨月の照有
 愛也思不遠里乃君來跡大能備爾鴨月之照有

不遠を舊訓にマデカキとよみ諸註之に従へり。卷四同王贈娘子歌七三五頁にはしけやしまぢかき里を雲居にやこひつつをらむ月もへなくに

とあり。古義に「ハシキヤシは君と云へ係て云るなり」とあれど卷四なると同じく里にかゝれるに似たり。○第四句の大能備爾鴨は舊訓にオホノビニカモとよめり。宜長は君來跡之我待ニカモの誤にやといひ雅澄は云知信の誤にてキミコムトイフ

シルシニカモなるべしといへり。又雅澄は略解に

もし大野方の意か考べし

といへるを斥けて

略解に大野方の意かといへるは何事ぞや。大野を大能と書くべくもなし。また野方を野備といへることもなきをや

といへり。案ずるに君コムトオホノビニカモとよむべくカモは君コムトの下に移して心得べし。オホノビは大野邊なり。野はいにしへはヌといひしこと勿論なれど卷五梅花歌(九〇七頁)にハルノ能ニキリタチワタリフルユキトとあるを見れば當時はやくノともいひしなり。野邊をノビといふは岡邊、濱邊、山邊、河邊をヲカビ(卷五六頁)ハマビ(同卷四七頁)ヤマビ(卷十)カハビ(卷二十)といへると同例なり。カモは元來君コムトの下におくべきを言數に制せられて大ノビニの下におけるなり。○照有は略解の如くテリタルとよむべし(古義には舊訓の如くテラセルとよめり)○再案するに不遠はもと不近とありてマドホキとよむべかりしを卷四なるハシケヤシ不遠里ヲにまがへて不遠と寫しひがめたるならむ。さて一首の意は大野ヲ越エテハ

ルバルト通ヒ來ル人ノ便ニトツノ大野ニ月ノ照リタルニヤと喜びいへるならむ。此歌は女の情になりてよめるにや

藤原八束朝臣月歌一首

まちがてにわがする月は妹が著三笠の山に隠而有來

待難爾余爲月者妹之著三笠山爾隱而有來

初二はワガマチカヌル月ハといふ意なり。著を舊訓にキルとよめるを古義にケルに改めたり。上なるワガセコガケルキヌウスシの如く目の前に著たるを見ていへるにあらねばなほキルとよむべし。○結句は略解にコモリテアリケリとよみ古義にコモリタリケリとよめり。いづれにても可なり

市原王宴禱父安貴王歌一首

春草はのちは落易いはほなす常盤にいませたふとき吾君

春草者後波落易嚴成常盤爾座貴吾君

落易は舊訓にカレヤスシとよみ略解にウツロフとよめり。又契沖は春草を春花の

誤とし落易をチリヤスシとよめり。案ずるに人の榮をよそふるには春草よりは春花の方ふさはしければ春草は春花の誤とすべし。然らば第二句は如何といふにノチハといひてチリヤスシといふべきにあらず。されば落易はウツロフとよむべし。さて易は音エキ訓カハルの意に用ひたるにて音イ訓ヤスシの意に用ひたるにあらず。但變易、遷易などの熟字は用ひなれたれど落易といへる例を知らねば或は誤字にてもあるべし。○このイハホナスは枕辭にあらず。○題辭は市原王ウタゲシテ父安貴王ヲホギシ歌などよむべし。禱は或は壽の誤字にあらざるか。○嚴盤は諸本に嚴磐に作れり。

湯原王打酒歌一首

(やきだちの)かど打放ますらをの禱とよ御酒にわれゑひにけり

燒刀之加度打放大夫之禱豐御酒爾吾醉爾家里

題辭の打酒について宜長は「打は祈の誤か。さらばサカホガヒとよむべし」といひ古義には「中山嚴水、打字は折の誤なるべし。しか云故は古事記に八鹽折之酒と有て酒を釀事を折ともいひしと見えたり云々と云り」といへり。此説ども未穩ならざれば

余も試に一説を述べむに打酒は行酒の誤か。行酒は十八史略西晋愍帝の紀に

帝出降。漢將劉曜送平陽。聰享群臣。命帝著青衣。行酒洗爵。

とありて獻酬を佐くる事なり。反りて思ふに湯原王たとひ宴席の主人なりとも自酒を行くまじきが上に、歌にマストラヲノ禱トヨ御酒ニワレエヒニケリとあると相かなはず。されば行酒の誤字ともすべからず。更に案ずるに打酒は置酒などの誤字にて打の字は歌の中よりまぎれ來れるにあらざるか。次行よりまぎれ來れるとおぼゆる例本集に少からず。○禱は舊訓にツクとよめり。さるは擣とある本によれるなるべし。類聚古集などにはノムとよめり。こは飲の借字とせるにや。記傳卷三十一(全集第二の一八九九頁)に

打酒は祈酒の誤なるべし。禱もホグとよむべし。ネグ(○仙覺抄)又ノムなど訓るはわろし。又初の二句は誤字あるべし

といへり。第二句の意の明ならざる限はいづれをよしとも定むべからず。○ヤキダチノカド打放を契沖は(放を舊訓の如くハナツとよみて)丈夫の形容とし記傳には放をハナチとよみて

此初二句も壽態ホシツヤをよめるなるべし

といへり。案ずるにカドウチハナチは禮節ヲウチ棄テテといふことにあらざるか。果して然らばヤキダチノはカドの枕にて禱は飲の借字又は誤字とすべし。卷十九なる家持の爲應詔儲作歌に

豊のあかりめすけふの日はものふの八十とものをの島山にあかる橘うすに
さし紐イときさけて干とせほぎ保伎吉とよもしゑらゑらに仕へまつるをみるが
たふとさ

とあるも打解けたるさまなり

紀朝臣鹿人見茂岡之松樹歌一首

しげ岡にかむさびたちてさかえたる千代まつマツの樹のとしのしらなく
茂岡爾神佐備立而榮有千代松樹乃歲之不知久

略解に一本によりて題辭の見の上に跡の字を補ひ古義も之に従へり。これによらば跡見トノ茂岡ノ松ノ樹ノ歌とよむべし

同鹿人至泊瀬河邊作歌一首

石走イハバシたぎちながるはつせ河たゆることなくまたもきてみむ
石走多藝千流留泊瀬河絶事無亦毛來而將見

卷一にミレドアカヌ吉野ノ河ノトコナメノタユルコトナクマタカヘリミムといふ歌あり。上(一〇二六頁)にもミヨシ野ノ秋津ノ川ノヨロヅ世ニタユルコトナク又カヘリミムとあり。初句は契沖のイハバシルとよめるを雅澄はイハバシリに改めたり。タギチは動詞なればげにイハバシリとよむべし。イハバシリは石上ヲ走リとなり

大伴坂上郎女詠元興寺之里歌一首

ふるさとの飛鳥はあれどあをによしアヲならの明日香をみらくしよしも
古郷之飛鳥者雖有青丹吉平城之明日香乎見樂思奴裳

元興寺一名法興寺は高市郡飛鳥眞神原にありき。よりにて又飛鳥寺といふ。寧樂遷都の後新一寺を寧樂に建て、之を單に元興寺といひ高市郡なるを本元興寺とい

ひき。

崇神天皇紀に

元年蘇我馬子宿禰壞飛鳥衣縫造祖樹葉之家始作法興寺。此地名飛鳥真神原。亦名飛鳥苦田。

推古天皇紀に

四年冬十一月法興寺造竟

貞觀四年八月廿五日の太政官符類聚三代格卷二所載に

應令本元興寺法華供得業僧預維摩會豎義事。右得彼寺傳燈住位僧金耀牒。謹檢案内此寺佛法元興之場聖教最初之地也。去和銅三年帝都遷平城之日諸寺隨移。件寺獨留朝廷更造新寺備其不移之闕。所謂元興寺是也云々。

古義に右の文を引きたるには脱字誤字衍字誤讀あり。續紀元正天皇靈龜二年五月の條に

始徙建元興寺于左京六條四坊。

同養老二年八月の條に

遷法興寺於新京

とあり。即靈龜二年に建始め二年餘を経て養老二年に造畢へしなり。但遷法興寺於新京とあるを見れば飛鳥なるは廢せられし如くなれど實は新舊ともに存せられし事貞觀の官符にて明なり。古義に元興法興を二寺としたるは非なり。日本書紀通釋卷之五十二(第四の二九〇八頁以下)に

さて此法興寺元興寺を一寺にあらず二寺なりと云る説あれども非なり。まづ元亨釋書に元興寺者上宮太子又誓營寺故於飛鳥地創之推古四年成始曰法興寺とあり。又拾遺記に引る本元興寺緣起に本元興寺四門額面各異也。西門元興寺、南門飛鳥寺、東門品幡寺、北門法興寺云々とあり。行囊抄に元興寺豐等村の内なり東門飛鳥寺、西門法興寺、南門元興寺、北門法滿寺、これらにて法興、元興、飛鳥みな一寺數名ありしことを知べしといへり。又七大寺巡禮記元興寺の條に

諸門額事 東門額飛鳥寺、西門法興寺、北門建通寺
又古圖に

南大門額元興寺、北門飛鳥寺、東門法滿寺、西門法興寺

とあり。因にいふ古今集夏歌の端書に

ならのいそのかみ寺にて郭公のなくをよめる

とあり。石上寺は山邊郡石上にありて奈良とは二里許相離れたるをナラノイソノカミ寺といへる。誰も不審とする事なり。案ずるにこれも元興寺の如く奈良に新寺を建てられてそれを山邊郡なると別たむ爲に奈良の石上寺といひしにこそ(此事は眞淵はやくいへり)

さて歌にナラノアスカといへるを見れば元興寺の域内を其舊地の名を取りて飛鳥といひしにて題辭に元興寺之里といへるは其寧樂の飛鳥里なり。○フルサトノアスカといへるは高市郡なる飛鳥は天武天皇の舊都なればなり。アスカハアレドはオモシロケレドとなり。卷三登神岳山部宿禰赤人作歌に

あすかのふるきみやこは山たかみ河とほじろし云々

といへるを見ればげにおもしろかりし處とおもはる。二三の間に又といふ語を挿みて聞くべし。古義に「なほ平城に及ばず」と釋けるは非なり。さる調にあらず。○奴は

好の誤なり

同坂上郎女初月歌一首

月たちてただ三日月の眉根かきけながくこひし君にあへるかも

月立而直三日月之眉根搔氣長戀之君爾相有鴨

略解に

三日月は眉といはん序のみ。是を初月歌と端書せるはいかにぞや。相聞の歌也といへる如し。ツキタチテダは三日月にかゝれる序中の枕辭なり。○眉根はマヨネともマユネともよむべし。眉根をかくは戀人に逢はむ呪と見ゆ。古義に人に戀らるれば眉皮のかゆきといふ諺のありしこと。四上にはやくいへりとあれど卷四なる

いとまなく人の眉根をいたづらにかかしめつつもあはぬ妹かも

も眉根を搔きて呪すれどしるしなきによりてイタヅラニといへるなり(卷四四六八

参照)

大伴宿禰家持初月歌一首

ふりさけてみか月みれば一目みし人の眉引おもほゆるかも

振仰而若月見者一目見之人之眉引所念可聞

フリサケテはこゝに振仰而と書きたれどそは意を得て書けるにてフリサケテに仰く意は無し。フリは添辭、サケは見サクルのサクルに同じ。さればフリサケミルは見遣ルといふことなり。○マヨビキは眉の恰好なり

大伴坂上郎女宴親族歌一首

かくしつつあそびのみこそ草木すら春は生つつ秋は散去

如是爲乍遊飲與草木尙春者生管秋者落去

ノミコツは飲メカシなり。生の字を舊訓にモエ、略解にオヒ、古義にサキとよめり。就中古義にサキとよむべき證として卷七なるヲミナベシ生澤ノ邊ノ、卷十六なる七重花佐久八重花生跡などを挙げたり。卷十に春サレバマツサキ草ノサキクアラバとありて生ふる事をサクとも云ひきとおぼゆれば古義の訓も悪からず。○落去は

舊訓にチリユク略解にカレユクとよめり(古義にチリヌルとよめるは論外なり)舊訓の如くチリユクとよむべし。○初句の上に盛ナル間ハなどいふことを補ひて聞くべし

六年甲戌海犬養宿禰岡麿應詔歌一首

御民われいけるしるしあり天地のさかゆる時にあへらくおもへば

御民吾生有驗在天地之榮時爾相樂念者

略解に歌の上に作の字あるべしといへり。○シルシは詮、アメツチは世中、アヘラクは逢ヘルコトヲとなり

春三月幸于難波宮之時歌六首

すみのえの粉濱のしじみあけもみず隠耳哉こひわたりなむ

住吉乃粉濱之四時美開藻不見隠耳哉戀度南

右一首作者未詳

初二はアケの序なり。アケモミズはウチチ明ケテモ見ズなり。○隠耳哉を契沖コモリ

テノミヤとよみ略解古義にコモリノミヤモとよみたれどさてはアケモミズと自
他相副はず。さればカクシテノミヤとよむべし。○古義にアケモミズを色に顯はさ
ぬ事として本郷にある妹を戀ふる事としたるは非なり。略解に『從駕の女房を戀る
なるべし』といへるに従ふべし。

眉のごと雲居にみゆる阿波の山かけてこぐ舟とまりしらずも

如眉雲居爾所見阿波乃山懸而撈舟泊不知毛

右一首船王作

カケテは契沖のいへる如く目ニカケテにてやがて目ザシテなり。眞に阿波國に行
かむとするにはあらず。ただ遙に見ゆる阿波の山の方向に漕行く船を見てしか云
へるなり。略解に『阿波の方へ懸て行也』といへるは非なり。難波より海上を望まむに
阿波の山のこなたに淡路の山見ゆべく又難波より船の見えむには陸上よりの距
離いくらばかりもあざらむをいかで阿波の方へゆく船とは推定めむ。○トマリ
シラズモはイヅクニ泊ツベキニカといふ意なり。

千沼回より雨ぞふりくるしはつにあま綱手綱ほしたり沾將堪かも

從千沼回雨曾零來四八津之泉郎綱手綱乾有沾將堪香聞

右一首遊覽住吉濱還宮之時道上守部王應詔作歌

チヌは和泉の茅葺なり。回は舊訓にワとよみ古義にミとよめる事例の如し。○綱手
綱は略解に綱手繩の誤としてツナデナハとよみ古義に綱を綱の誤字、下の綱を衍
字としてツナデとよめり。宜しく手を乎の誤、綱を衍字としてアミヲホシタリとよ
むべし。○結句を略解にヌレバタヘムカモとよみ古義にヌレアヘムカモとよめり。
古義に従ふべし。ヌレコラヘヨウカ、即濡レテモ平氣デアラウカ、アナ心モトナとい
へるなり。

兒等之あらばふたりきかむをおきつすになくなるたづの曉の聲

兒等之有者二人將聞乎奥渚爾鳴成鶴乃曉之聲

右一首守部王作

コラとは故郷の妹をさせり(略解)○之の字三註共にガとよみたれどシとよむべく

や

ますらをはみかりにたたしをとめらは赤裳すそびく清き濱備を
大夫者御猶爾立之未通女等者赤裳須素引清濱備乎

右一首山部宿禰赤人作

ミカリニタタスは御獵に出立つなり。濱備の備を木村博士の字音辨證上卷十頁以下に韻鏡によりてべとよむべしといへり(はやく卷五^{九七}四頁にも大伴御津濱備爾とあり)すべて韻鏡によりて云々する説は文字に通音あるを認めて言語に轉呼あるを忘れたる言なり。もし中世に馬梅をムマ、ムメとかき烏玉をウバタマとかけるを見て中世はムの字をウの音にも用ひ又ウの字をヌの音にも用ひきといふものあらば人之を何とか評せむ。されば字音辨證、碩鼠漫筆等の説は打任せては採るべからず

馬のあゆみおさへとどめよすみのえの岸のはにふににほひてゆかむ
馬之歩押止駐余住吉之岸乃黄土爾保比而將去

右一首安倍朝臣豐繼作

初二の語例は卷三家持の長歌五七四頁に大御馬ノ口オサヘトメとあり。今は從者におほするなり。○第三句以下の語例は卷一(一一〇頁)に草マクラタバユク君トシラマセバ岸ノハニフニニホハサマシヲ此卷にも上(一〇四二頁)に白浪の千重ニキヨスルスミノエノ岸ノハニフニニホヒテユカナとあり。ニホヒテは染ミテにて畢竟衣ヲソメテといふ意なり。○黄土の下に脱字あるか。卷一には岸之埴布爾^{ハニフニニ}上には岸之黄土粉^{ハニフニニ}とあり

筑後守從五位下葛井連大成遙見海人釣船作歌一首

あまをとめ玉求むらしおきつ浪かしこき海に船出爲利みゆ

海城孀玉求良之奥浪恐海爾船出爲利所見

此歌の玉は略解にいへる如く、鮫玉即眞珠なり。契沖いはく

落句船出セル見ユと云はずしてセリと云へるは古語なり。武烈紀に天皇の御製にもシビガハタテニツマ陀氏理ミュとあり。此集第十五にもアマノイザリハト

モシ安敏里ミユとよめり

といへり。字音辨證に右のフナデ爲利ミユとトモシ安敏里ミユとを引出でて

これらの利里はかならずルとよむべき也。吳轉音なり。類聚國史卷三十一に大同二年九月神泉苑に行幸の時の御製を載て袁理比度能コロノマニマフヂバカマウベイイロフカクニホヒタリケリとあり。袁理比度能はラルヒトノとよむべし。折人之也。理は里と同音の字なればこれ明證也。○類聚國史の袁理比度能は一本に美那比度能とあり。

といひ又同書に利里は又ロともよむべしといひ(ヒ利ヒテ、ヒ里ヒトリの類)碩鼠漫筆には利は又ラともレともよむべしといへり(御井ヲ見ガテ利、アシガ利ノの類、またコエハナ利ナバの類)案するにもし二書に云へる如く利の字をラリルレロ共に假り用ひたりとせば假字は其音符たる用を失ふべし。されば韻鏡學者の説を採るは一程度にとどむべく、今の歌はなほ舊訓の如くセリミユとよみて契沖の説の如く古語の格とすべし。

按作村主益人歌一首

おもほえず來座君を佐保川のかはづきかせずかへしつるかも
不所念來座君乎佐保川乃河蝦不令聞還都流香聞

右内匠寮大屬按作村主益人聊設飲饌以饗長官佐爲王未及日
斜王既還歸於時益人怜惜不厭之歸仍作此歌

來座を三註ともにキマセルとよめるはかなはず。キマシシとよまではカヘシツルカモと時相かなはず。○ヲはナルニのヲなり。略解に「カヘシツルカモと隔てつづく也」と云へるは非なり。

八年丙子夏六月幸于芳野離宮之時山部宿禰赤人應詔作歌一首

并短歌

(やすみしし) わがおほきみの 見給 芳野の宮は 山たかみ 雲ぞ
たなびく 河はやみ せのとぞ清き かむさびて みれば貴く よ
ろしなべ みればさやけし 此山の つきばのみこそ 此河の た
えばのみこそ (ももしきの) 大宮所 やむ時もあらめ

八隅知之我大王之見給芳野宮者山高雲會輕引河速彌湍之聲會清寸神
佐備而見者貴久宜名倍見者清之此山乃盡者耳社此河乃絕者耳社百師
紀能大宮所止時裳有目

見給は古義の如くメシタマフとよむべし○略解にいへる如くカムサビテの二句
は山をたゝへ、ヨロシナベの二句は河をほめたるなり○ヨロシナベは卷一(九三頁)
に

みみなしのあをすげ山は、そともの、大御門に、よろしなべ、かむさびたてり

卷三(三九二頁)に

よろしなべ吾背乃君之おひきにしこのせの山を妹とはよばじ

卷十八に

しかれこそ、神の御代より、よろしなべ、此橋を、ときじくのかくの木實となづけけ
らしも

とあり。フサハシクなどいふ意とおぼゆ○二つのノミは例の辭を強むるテニヲハ
なり

反歌一首

神代より芳野の宮にありがよひたかしらせるは山河をよみ

自神代芳野宮爾蟻通高所知者山河乎吉三

神代はただ上古といふことなり。ヨミはヨキ故ニにて其下にナリを略せるなり。ア
リガヨヒ高シラセルハは通ヒツツ住ミ給ヘルハとなり○契沖いはく
赤人の歌に年を記せるは此八年六月を終とす。これより程なく死去せられける

にや

といへり

市原王悲獨子^{ナラシ}歌一首

ことどはぬ木すら妹とせありちふをただ獨子にあるがくるしさ

不言問木尙妹與兄有云乎直獨子爾有之苦者

光仁天皇紀(續紀)に

天應元年二月丙午三品能登内親王薨。内親王天皇之女也。適正五位下市原王^{生五}

百井女王、五百枝王、薨時年四十九

とあり。かく御子は少くとも(即能登内親王の御腹のみにも)二柱おはするにこゝに
タダヒトリ子ニアルガクルシサとあるを怪しみて契沖は

能登内親王は御年を以て逆推するに天平五年の誕生なれば此八年には僅に四
歳にならせたまふ。されば市原王には内親王を迎へたまふ前に御妻又は妾あり
てそれに獨子のありしにや(採要)

といひ千蔭は

人の子の上をよみましゝなるべし

といへり。雅澄の

獨子は五百井女王なるべし。五百枝王の未生坐ざる前の事なるべし

といへるは論するに足らず。此時御母内親王なほ四歳におはせし事契沖のいへる
如くなればなり。按ずるにタダヒトリ子ニアルガクルシサとは御子の上をのたま
へるにはあらで自身の事をのたまへるなり。即市原王に兄弟のなかりしなり。○イ
モトセはこゝにては兄弟姉妹なり。木の一根より叢り生ひたるを見て木スラ妹ト

セアリトフヲとのたまへるなり。○者は一本に左とあり

忌部首^{オビト}黑麿^{クニノ}恨友^{ウツトモ}除來^{ノゾク}歌一首

山のはにいざよふ月のいでむかとわがまつ君之夜はくだちつつ

山之葉爾不知世經月乃將出香常我待君之夜者更降管

上三句はワガマツの序なり。○君之を從來キミガとよめり。之は乎などの誤にあ
らざるか。然らばワガマツ君ナルニ夜ハフケユキツツ君ハ來マサヌといふ意とすべ
し

冬十一月左大臣葛城王等賜姓橘氏之時御製歌一首

たちばなは實さへ花さへ其葉さへ枝に霜ふれどいや常葉の樹

橘花者實左倍花左倍其葉左倍枝爾霜雖降益常葉之樹

右冬十一月九日從三位葛城王、從四位上佐爲王等辭皇族之高
名賜外家之橘姓已訖。於時太上天皇皇后共在于皇后宮。以爲肆
宴而即御製賀橘之歌并賜御酒宿禰等也。或云。此歌一首太上天

皇御歌。但天皇々后御歌各有一首者。其歌遺落未得探求爲。今檢案內八年十一月九日葛城王等願橘宿禰之姓上表。以十七日依表乞賜橘宿禰。

葛城王は即橘諸兄にて敏達天皇の玄孫なり。佐爲王は諸兄の弟なり。外家は二人の母三千代夫人なり。此人の姓はもと縣犬養宿禰なりしに元明天皇の時更に橘宿禰の姓を賜はりしなり。辭皇族之高名賜外家之橘姓は天平八年十一月壬辰(十七日)の詔詞の句によれるなり。但詔詞には請外家之橘姓とあり。太上天皇は元正天皇天皇は聖武天皇なり。皇后は即光明皇后にて諸兄佐爲の異父妹なり。契沖は

太上天皇皇后は今按皇后は天皇を誤れるなるべし。共在于皇后宮とあれば上に皇后と云に及ばずして申べき天皇を申さねばなり。或云以下は此集勅撰ならず又撰者橘左大臣にあらぬ明證なり。探求の下の爲は焉に作るべし

といひ又
九日は聖武紀の丙戌歟。然らば壬辰の日勅答を賜はれるは十五日なるを此に十七日とあるは五を七に誤れる歟

といへり。續紀に丙戌上表曰云々壬辰詔曰云々とあり。丙子の朔なれば丙戌は十一日にて壬辰は十七日なり。されば左註に以十七日云々とあるは誤にあらず。もし續紀を正しとせば十一月九日とあるが十一月十一日の誤なり。今檢案内とある案内は文書なり

題辭の左大臣を契沖は左大辨の誤として

官本に臣を改て辨に作れり。天平元年九月に左大辨となられたれば此に依るべし。左大臣は同じ十五年に拜して極官なれば此に擧る事理なし

といへり

第三句の下にメデタクテなどいふことを補ひてきくべし。○第四句は古義に

エニシモフレドと本居氏(○記傳卷二十五)のよめるぞよろしき。枝をエダと訓てはこゝはわろし

といへれどエダとよみてわろかるべき道理なし。○イヤはナホを強くいへる辭なり。○トコハの事は卷三(四〇九夏)にいへり。さて結句はイヤトコハナル樹とあるべきをイヤトコハノ樹とのたまへる。そのかみはかくも云ひしなるべし

橘宿禰奈良麻呂應詔歌一首

奥山のまきの葉しぬぎふる雪のふりはますともつちにおちめやも
奥山之直木葉凌零雪乃零者雖益地爾落目八方

奈良麻呂は諸兄の子なり。略解に「例によるに詔の下作の字あるべし」といへり。代匠記に

眞木の上にふりつむ雪の如く臣が家世々を重ぬとも君の御爲に清き心を持って仕へ奉て敢て父祖の風をおとして家を汚さじと云意なるべし

といへり。即契沖は上三句を序とせるなり。古義には表には奥山の檜葉を押なびけてふる雪の甚くふりまさるとも橘のなれる其實は地に落むやはと云るにて裏には、、もと皇族なればたとひ年経て舊は益るとも御恩頼の薄くなる代はあるまじければおちぶることはあらず。さてもありがたくたのもしやとの意なるべし

といへり。即雅澄は譬喩歌と見たるなり。橘ノナレル其實ハといへるは歌に無き事なり。案ずるに上三句は序にて四五は世ヲ重ヌトモ家聲ヲ墜サムヤといへるなり。

○直は眞を誤れるなり

冬十二月十二日歌儺所之諸王臣子等集葛井連廣成家宴歌二首

比來古儺盛興、古歲漸晚、理宜共盡古情、同唱此歌、故擬此趣、輒獻古曲
二節、風流意氣之士儻有此集之中、爭發念心、々和古體

わがやどの梅さきたりとつげやらばこちふに似たりちりぬともよし
我屋戸之梅咲有跡告遣者來云似有散去十方吉

小序中の二つの此の字は古の誤なるべし。古の字を重ねてあやとせる文なればなり。○有は我邦の古書に在と通用せり

第三句以下の意は略解にいへる如く

かく告やりたらば來れかしといふ事とかなたにも思ひはかりて必訪ひ來るべし。さて後は花は散ぬともよし

といふことなるべくおぼゆれど四五の間に辭足らず。さて思ふにかく辭を略しておぼろげにいへるが適に古趣に擬したる所なるべし。○ツゲヤラバといはばコチ

フニ似タラムといふべく、コチフニ似タリと云はむとにはツゲヤレバといふべし。されば第三句の告遣者はツゲヤレバとよむべきかといふに此歌をもととせりとおぼゆる古今集戀四の歌に

月夜よし夜よしと人につげやらばこてふに似たりまたすしもあらずとあればなほツゲヤレバとよむべく、さてそは結句のチリヌトモヨシ又かのカサネバウトシイザフタリネムなどの類にて未來を現在にて受くる變格又は古格なり

春さればををりにををりうぐひすのなくわが島ぞやまずかよはせ

春去者乎呼理爾乎呼里鷺之鳴吾島曾不息通爲

ヲヲリニヲヲリは花の盛りなるさまなり。されど花といはでは辭足らず。これもしか辭の足らざるがやがて古趣に擬したる所なるべし。此事ははやく卷四(六一六頁)にもいへり。○島は庭園なり(卷五九三頁參照)○ヤマズカヨハセは絶エズ訪來ヨとな

九年丁丑春正月橘少卿并諸大夫等集彈正尹門部王家宴歌二首

あらかじめきみきまさむとしらませば門にやどにも珠しかましを

豫公來座武跡知麻世婆門爾屋戸爾毛珠敷益乎

右一首主人門部王

後賜姓大原真人氏也

契沖いはく

少卿は諸兄を大卿としてそれに對して佐爲を云へり

と。佐爲は前に見えたる佐爲王なり。ヤドは庭なり。門ニモヤドニモといふべきをかくいへるは卷三なる蟲ニ鳥ニモワレハナリナム(四四四頁)と同例なり。○珠はうつくしき小石なり

をとつひもきのふもけふもみつれども明日さへ見まくほしき君かも

前日毛昨日毛今日毛雖見明日左倍見卷欲寸君香聞

右一首橘宿禰文成

即少卿之子也

代匠記に

目錄の注に文明と云ひ又他本にも文明とあれども文成然るべきか。孝謙紀云天

平勝寶三年正月賜文成王甘南備真人姓とあるはもし此橘文成に再たび改めて姓を賜ひけるにや

といへり。案ずるに橘氏系圖に佐爲の子に綿裳あり其子に繼成(又枝主)あり其子に春成高成あれば文明は誤にて文成とあるが正しかるべく其文成は綿裳の前名なるべし。然思はるゝは續紀に天平寶字元年(○天平九年より二十年後)閏八月正六位上橘朝臣綿裳改本姓賜廣岡朝臣とあればなり。甘南備真人の姓を賜はりし文成王とは別人なり。此人もし佐爲の子ならば天平八年に其父に橘宿禰の姓を賜ひし後には王と稱すまじきが故なり

榎井王後追和歌一首

玉しきて待益よりは多鷄蘇香仁來たるこよひしたぬしくおもほゆ

玉敷而待益欲利者多鷄蘇香仁來有今夜四樂所念

待益は舊訓にマタマシとよめり。なほ後にいふべし。○タケソカニは契沖、久老、信濃漫錄上卷四丁(千蔭等の説あれどいづれもげにとおほえす。古義にはタケソカは不意の謂と聞えたり

といひて千蔭及久老の説を斥けたり。○此歌は主人側の歌にや客側の作にや。久老は

玉敷て待設るよりはおもひもかけぬ所へおしかけて凌ぎ來ませる今夜がかへりてはたのしくおぼゆると云意也

といひて主人側の歌とせり。げに第二句を舊訓の如くマタマシヨリハとよめば主人側の歌のやうにも聞ゆ。されど主人側の歌としてもマシといふべき處にあらざる上に玉シキテ云々といへるは主人の門ニヤドニモ玉シカマシヲといへるに答へたるなれば客側の歌とせざるべからず。而して客側の歌とすればマタマシヨリハとあらむは愈かなはず。雅澄は益を衣四の二字の誤としてマタエシヨリハとよめり。いかなる文字の誤ともさしていひ難けれどマタエムヨリハといふべき處なり。さてキタルコヨヒシとあるを見れば榎井王も當日の客のうちにおりしが席上にては答歌は得よまで後日によめるなり

春二月諸大夫等集左少辨巨勢宿奈麻呂朝臣家宴歌一首

うな原の遠きわたりをみやびをの遊ぶをみむとなづさひぞこし

海原之遠渡乎遊士之遊乎將見登莫津左比曾來之

右一首書白紙懸著屋壁也。題云蓬萊仙媛所囊縵爲風流秀才之士矣。斯凡客不所望見哉。

左註には誤字ありとおぼゆ。村田春海は一本によりて囊の上に作の字を補ひ囊を焉の誤縵を謾の誤とせり。囊は賣の誤縵は純の誤哉は焉の誤か○契沖のあるじの方の女房などの、物の隙より酒宴の席にある人をかいまみて時の興に蓬萊仙媛など書付て懸けるにや

といへるはいりほがなり

ワタリは航路なり。ナヅサフは辛苦して來る事なり(五二四頁及五四七頁參照)宣長の水に著くこと、せる説は非なり

夏四月大伴坂上郎女奉拜賀茂神社之時便超相坂山望見近江海

而晚頭還來作歌一首

(ゆふだたみ)手向の山をけふこえていづれの野邊にいほりせむ子等

本綿疊手向乃山乎今日越而何野邊爾廬將爲子等

題辭の便はツイデニとよむべし(記傳卷四十三一頁參照)○契沖いはく

此手向山と云はずなほち相坂山なり
といへり

子等は一本に吾等とあり契沖いはく

子等とは供にある人を指せり吾等とあるにつかばワレと讀むべし其故は第十五にも大伴ノミツニフナノリコギ出テハイヅレノシマニイホリセム和禮此例ある故なり

といへり吾等の誤としてワレとよむべし集中にワレワガを吾等と書ける例あり題辭に晚頭還來作歌とあると歌にイヅレノ野ベニイホリセム吾等とあると相副はず案するに而晚頭還來の五字はもと註なりしを誤りて本行に入れたるなり即イヅレノ野ベニイホリセム吾等とあれば途中にて一泊せし如く見ゆれど實は晚頭に還來りしなれば而晚頭還來と註したるなり

十年戊寅元興寺之僧自嘆歌一首

白珠は人にしらすえず知らずともよし、しらすとも吾し知れらば知らずともよし

白珠者人爾不知、不知友縱、雖不知吾之知有者、不知友任意

右一首或云、元興寺之僧獨覺多智、未有顯聞、衆諸狎侮、因此僧作

此歌自嘆身才也

旋頭歌なり。シラタマは自譬へたるなり

石上、乙麻呂卿配土左國之時歌三首并短歌

いそのかみ ふるの尊は たわやめの 惑によりて (馬じもの) 繩
とりつけ (ししじもの) ゆみやかくみて おほきみの みことかし
こみ (あまざかる) ひなべにまかる (ふる衣) まつちの山ゆ かへ
りこぬかも

石上振乃尊者弱女乃惑爾緣而馬自物繩取附肉自物弓笑圍而王命恐天
離夷部爾退古衣又打山從還來奴香聞

石上卿の事をイソノカミフルノミコトといへるはいかなる故にか。伴信友の上野
國三碑考全集第二の六八七頁に

フルは大和國石上の布留にて乙磨の居地にかけていへるなるべし
といひ又同上七〇六頁)

乙麻呂の居地の布留に在けるによりて然は稱へるなるべし。石上布留と復ねた
る氏の如くいへるにはあらず。おもひ混ふべからず

といへり。もし布留を地名とせば布留の石上尊とこそ云ふべけれ。案ずるに乙麻呂
の父麻呂の代までは物部連なりしに天武天皇の御代に朝臣のカバネを賜はり更
に氏を改めしなるが元來石上布留といふ氏なるを常には略して石上と云ひしに
あらざるか。さて人を尊びてミコトといへるさへあるに尊の字を書ける聊異やう
におぼゆれど集中にチチノミコト、ハハノミコト、ツマノミコト、イモノミコトなど
いへるを思へばミコトは今殿又は様などいふにひとしき敬稱にて文字はもとよ
り借物なれば命とも尊とも書くべきなり。げに日本紀には尊と命とをつかひわけ
て至貴曰尊、自餘曰命、並訓美舉等也。としるされたれどそは國史の上にての定にこ

そあれこれより後も内内には臣下にも尊字を用ひしこと正倉院に藏せる天平年中の文書に謹上道守尊座下また乙麻呂尊御從側など共に三碑考に引けりあるにて知るべし○タワヤメノ惑ニヨリテは聖武天皇紀に

天平十一年三月庚申石上朝臣乙麻呂坐_ミ久米連若賣配流土左國若賣配下總國焉

とありて此集に十年の歌とせると合はず○惑を古義にサドヒとよめり舊訓の如くマドヒとよみて可なり○細トリツケ弓ヤカクミテは細ヲトリツケラレ弓矢ニ圍マレテといふべきを辭長くてさはいひ難ければかくいへるにて歌には許されもすべし○ナハトリツケとあるを契沖は

實にさる事はなけれどかゝる時には乗物などにも綱などをかくべければそれをおかくは云なるべし

といへり○ヒナベニマカルは土左國に赴くをいへりヒナベは夷の方なりマツチ山は大和と紀伊との界にありカヘリコヌカモはカヘリコヨカシの意にて古義に眞土山より赦免を蒙りていかで歸り來よかしの謂なり

といへる如し

おほきみのみことかしこみ(さしなみの)國にいでます耶わがせのきみを

通本に之を一首の歌としたるは誤にて宣長の

或人の説にこの王命恐云々は次なる長歌の初なり

といへる如し

おほきみのみことかしこみ(さしなみの) △△國に いでます耶わがせのきみを かけまくも ゆゆしかしこし すみのえの あら人神 ふなのへに うしはきたまひ つきたまはむ 島のさきさきよりたまはむ 磯のさきさき あらき浪 風にあはせず 草管見 身疾不△有 すむやけく かへしたまはね 本國べに

王命恐見刺並之國爾出座耶吾背乃公矣

繁卷裳湯湯石恐石住吉乃荒人神船舳爾牛吐賜付賜將島之埼前依賜將

磯乃埼前荒浪風爾不令遇草菅見身疾不有急令變賜根本國部爾

契沖は

此歌は、人の紀州までなごりを惜みて送りてよめるに依て兩國は共に南海にてさしも遠からねばサシナミノ國とはよめるなるべし

といへり。案ずるに紀伊と土左とは海を隔て、相對したれど其距離頗遠きが上に今は近きをも遠しとはいふべく實際より近げにいひては哀ならず。古義に

吉田正準が考にサシナミノの下に土左の二字を脱せしなるべし。さてサシナミノは枕辭にて戸といふ意に云係たるならむ。九卷にサシナミノトナリとよめるも同じ意のつづきなり。刺並之、土左國爾、出座耶を五言六言五言と句を絶てよみて調をなすべしと云へり。此説面白きことなり。されどしかしては出座耶の耶は助辭となるをかゝる處に耶の助辭ある例なく且いたく耳立て聞ゆれば今少しいかなり。近江ノヤ湊ノヤなど云る例はあれども其とは異なればなり。猶考べし

といへり。右の正準の説いとおもしろし。雅澄はイデマस्याのヤを例なしといへれ

どヲトメノナス夜イタドヲ(古事記上卷)サヒヅル夜カラ確ニツキ(本集卷十六)カシコキ也(ミハカツカフル(本集卷二)などと同例なるにあらずや○キミヲのヲは下なるカヘシと照應したるなり○アラ人神は形を現したまふ神をいふ。ツシハキは鎮座をいふ。ツキタマハム、ヨリタマハムは乙麻呂を敬して云へるなり○アラキ浪、風ニアハセズはアラキ浪、アラキ風ニ逢ハシメズなり。卷十九に出でたる贈入唐使歌には浪風を顛倒してアラキ風、浪ニアハセズと云へり。さて浪風を二句に割き然もトを以て繋がずしてアラキ浪風ニアハセズといへるは卷三なる安積皇子薨時歌(五七五頁)に梓弓ユギトリオヒテとあるに似、又同卷なる山前王哀傷作歌(五一五頁)にアヤメグサ花タチバナヲ玉ニヌキカヅラニセムトとあるに似たれど今はアラキといふ形容詞が浪と風とにかゝりたるなれば本來は二句に割くべからざるなり○草管見を宣長(玉勝間十二卷五丁)は草を莫の誤としてツツミナクとよめり。ツツミナクは後世のツツガナクなり○身疾不有を舊訓にヤマヒアラセズとよめるを契沖はミヤマヒアラセズと改訓せり。身は衍字、不の下に令の字おちたるにてなほ舊訓の如くヤマヒアラセズとよむべくおぼゆ○尾句は略解の如くモトツクニ

ベニとよむべし。古義の如くモトノとよまむはわろし。さてモトツクニベニは本國ノ方ニなり○略解に

此長歌の中イソノカミフルノ尊ハといへると其次なるは乙麻呂妻作歌と有べきを端詞の文字落しなるべし

といひ古義にも右の二首を乙麻呂の妻の歌とせり。乙麻呂の歌にあらざるは明なれど妻の歌とは断定すべからず○繁は繫の誤なり。變は古書に反と通用せり

此歌は卷十九に見えたる天平五年贈入唐使歌作者不詳と辭句いとよく似たり。思ふに今はそれに據れるなり

父ぎみに われはまな子ぞ はは刀自に われは愛兒ぞ 參昇 八十氏人の たむけ爲等 かしこの坂に ぬさまつり 吾はぞ追とほき土左ぢを

父公爾吾者眞名子叙妣刀自爾吾者愛兒叙參昇八十氏人乃手向爲等恐乃坂爾幣奉吾者叙追遠杵土左道矣

此歌は乙麻呂の作なり○マナゴは古義にいへる如く愛兒といふ事なり。略解に實の子といふ也といへるは非なり。愛兒を略解に卷十六なる長歌に目豆兒之負とあるによりてメヅコとよめるを古義にメヅコといふこと例もなきことなりといひて舊訓にマナゴとよめるに従ひ又卷十六なる目豆兒を女ッ兒の義とせり。さてそのマナゴの次にサルヲといふことを補ひてきくべし。略解に古義にもメヅ子ゾの句の下猶句有べきを落し、なるべし』といへるはうべなはれず○參昇は或はマキノポリとよみ或はマキノボルとよめり。契沖の改訓に従ひてマキノボルとよむべし○手向爲の下なる等の字一本に無しといふ。其本によりてタムケスルとよむべし○カシコノ坂は即天武天皇紀に見えたる懼坂にて大和より河内に越ゆる峠なり。大日本地名辭書に『立野の西なる峠と字する坂なるべし』といへり。さて宜長は八十氏人ノ云々の二句をカシコノ坂の序としマキノボルはカシコノ坂へつづく詞にて乙麻呂のまるのぼるなりといひ雅澄は參昇をマキノポリとよみて八十氏人ノマキノポリテ手向スルカシコノ坂といふ意とせり。案ずるに兩説ともに非なり。參昇は前にも云へる如くマキノボルとよむべくそのマキノボルは八十氏人に

屬せる辭にて鄙ヨリ大和ノ朝廷ニマキノボル八十氏人ノ手向シテ越ユルカシコ坂ニといへるにてマキノボルはやがて下なるマカルと對せるなり○追は宣長の退の誤としてマカルとよめるぞよろしき○土左デヲのヲは東海道ヲ下ルなどのヲなり(古義にはナルモノヲの意とせり)土左デは土左に行く道なり

反歌一首

大崎の神の小濱は雖小百船純もすぐといはなくに

大崎乃神之小濱者雖小百船純毛過迹云莫國

大崎は古義に

紀伊國海部郡にありてよき湊なり、今も土左の舟の往來に常に泊る所なり古へも土左へ通ふにはかならず此大崎を通りしならむ

といへり此長歌并に反歌によれば眞土山をば越えずしてかしこ坂を越えて河内を経て紀伊に出でしなり○雖小を舊訓にセバケレドとよめるを古義にセマケドモとよめりいづれにてもあるべし○百船純は從來モモフナビトとよめり(下にも百船純乃サダメテシとあり)略解に「純一の意にてヒトのかなに借たるか」といへり

人を一と書ける例は卷九に一可知美とあり○スグトイハナクニは古義に

スギヌコトナルニの意なりイフはオモフといふに同じく例の軽く添たる辭なり

といへる如く一首の意も古義にいへる如く

此處は狭けれどいとおもしろくて百船も過ぎがてにするを我は罪ありて追ひやらるゝ身なればこゝに留まることもかなはず

と嘆けるなり○懷風藻に

石上中納言者左大臣第三子也地望清華、人才穎秀、雍容閒雅、甚善風儀、雖昂典墳亦頗愛篇翰、嘗有朝譴、飄寓南荒、臨淵吟澤、寫心文藻、遂有銜悲、藻兩卷、今傳於世云々

とありて

五言飄寓南荒贈在京故友一首 遼復遊千里、徘徊惜寸心、風前蘭送馥、月後桂舒陰、

斜雁凌雲響、輕蟬抱樹吟、相思知別慟、徒弄白雲琴、

など四首の詩を擧げたり

秋八月二十日宴右大臣橘家歌四首

長門なるおきつかり島おくまへてわがもふ君は千歳にもがも
長門有奥津借島奥眞經而吾念君者千歳爾母我毛

右一首長門守巨曾倍對馬朝臣

初二は序。任國の名所を以て序とせるなり。○オクマヘテは卷十一にアフミノミオ
キツシマヤマオクマヘテワガモフ妹ガコトノシゲケクとあり。大切ニといふ事な
り。契沖は奥フカク千蔭雅澄は深メテと譯せり。卷三四六二頁にアキツ羽ノ袖フル
妹ヲタマクシゲオクニオモフヲミタマヘ吾君とあるオクニオモフと同じ。○チト
セニモガモは千年モオハシマセとなり。はやく卷五九九〇頁にも千トセニモガト
オモホユルカモとあり

おくまへて吾をおもへる吾背子は千とせ五百とせありこせぬかも
奥眞經而吾乎念流吾背子者千年五百歳有巨勢奴香聞

右一首右大臣和歌

巨曾倍對馬にむかひてワガセコといへるなり。アリコセヌカモはアツテクレヨカ

シとなり

ももしきの大宮人はけふもかも暇をなみと里にゆかざらむ
百磯城乃大宮人者今日毛鴨暇無跡里爾不去將有

右一首右大臣傳云故豊島采女歌

前の二首は席上の贈答なれど此歌と次の歌とは當日の作にあらず。談話の間に主
人右大臣が故豊島采女の作なりといひて此歌を客に傳へ、それに次ぎて高橋安麻
呂がこれも亦其采女の作なりといひて次の歌を誦せしなり。代匠記に

此は采女が此宴の時讀けるを采女が死して後右大臣の家持に語りたまへるな
り云々

といひ古義に

これは此宴席に誦けるを右大臣後に家持にかたられけるを記したるなり。○雅
澄は采女が其舊作を誦せし如く心得たるなり。

といへるは右大臣傳云とあると次の歌の左註に然則豊島采女當時當所口吟此歌

歟とあるとを誤解せるなり

イトマヲナミトのトは例の如く省きて見べし○里は古義にいへる如く宮城の外なり○一首の意は今日モ公事ノ暇ガナサニ宮城ノ外へ出デザラムカといへるなること古義にいへる如し○結句は一本に里再不出將有(サトニイデザラム)とあり橘のもとに道履(ミチフミ)やちまたに物をぞおもふ人にしらえず
橘本爾道履八衢爾物乎曾念人爾不知所知

右一首右大弁高橋安麻呂卿語云故豊島采女之作也但或本云

三方沙彌戀妻苑臣作歌也然則豊島采女當時當所口吟此歌歟

初二は序なり道履の二字從來多くはミチフミとよみたれど略解の如くミチフムとよむべしミチフムソノヤチマタニといふ意なり○左註に三方沙彌の歌とあるは卷二(一七三頁)に出でたるタチバナノ蔭フム道ノヤチマタニモノヲゾオモフ妹ニアハズテといふ歌なり○又左註に當時當所といへるは安麻呂ノ聞キシ時間キシ處といふ意なり天平十年秋八月右大臣橘卿家ニテといふ意にあらず又左註は

後人の書けるにあらずもし後人の書けるものならば但或本云といはで但本集卷第二云といふべければなり

十一年己卯天皇遊鶺鴒高圓野之時小獸泄走堵里之中於是適值勇

士生而見獲即以此獸獻上御在所副歌一首歌名俗曰牟射佐妣

ますらをのたかまと山にせめたれば里にあり來流むささびぞこれ

大夫之高圓山爾迫有者里爾下來流牟射佐妣曾此

右一首大伴坂上郎女作之也但未逕奏而小獸死斃因此獻コトハ歌停之

題辭の俗曰の俗は邦語といふことなり漢文にて書ける故に俗とはいへるなり○セメタレバはオヒツメタレバといふこと○來流を舊訓にクルとよめるを古義にケルと改めたるは可なれど「ケルはキケルのつづまりたるなり」といへるは非なり後世の來タルにあたり

十二年庚辰冬十月依太宰少貳藤原朝臣廣嗣謀反發軍幸于伊勢

國之時河口行宮内舍人大伴宿禰家持作歌一首

河口の野邊にいほりて夜のふれば妹がたもとしおもほゆるかも

河口之野邊爾廬而夜乃歷者妹之手本師所念鴨

夜ノフレバは夜ノカサナレバなり(略解)

天皇御製歌一首

(妹にこひ吾乃松原みわたせばしほひの瀉にたづなきわたる

妹爾戀吾乃松原見渡者潮干乃瀉爾多頭鳴渡

右一首今案吾松原在三重郡相去河口行宮遠矣若疑御在朝明

行宮之時所製御歌傳者誤之歟

第二句は舊訓にワガノマツバラとよめるを宣長は乃を自の誤としてワガマツバラユとよめり此説によるべしイモニコヒワガの七言は二句に跨りてマツにカゝれる枕辭なり卷十七にもワガセコヲ安我松原欲ミワタセバといふ歌あり○古義に

河口行宮作とあるは初家持卿のよめる一首の題にこそあれ此大御歌より次下なるは伊勢國に行幸し時のを廣くいへるにて何處にての作といふことを細に記さざればみよみませし處をばさだかにはしるべからず

といへり○左註は吾松原といふ地名とし又御製ありし處をおぼつかなみたるを思へば家持の筆にあらで後人の筆なること明なり

丹比屋主眞人歌一首

おくれにし人を思久しでの埼ゆふとりしでてゆかむとぞおもふ

後爾之人乎思久四泥能埼木綿取之泥而將住跡其念

古義に續紀に丹治比眞人屋主と丹治比眞人家主とある家主は此度の行幸に従駕せし由見え屋主は見えざればこゝに屋主とあるは家主の誤なりといへり
オクレニシ人は故郷ニ残ツタ人といふ意にて妻を指せるなり○思久は舊訓にオモハクとよめるを古義にシヌバクに改めて慕フヤウハといふ意なりといへり
さらは卷三(五一五頁)なるカヨヒケマクハと同格とすべけれど余は卷四(七七〇頁)なるツミテコフラクワガ心カラのコフラクと同格としてシノブトヨと譯すべし

と思ふなり○シデノ埼は四日市の東北なる羽津の海岸なりといふ。シデノ埼は枕辭におけるにあらず。シデノ埼とトリシデテと音の重なるは自然の文なり○一首の意は古義にいへる如く志氏神ニ幣ヲ奉リテ恙ナク家ニ歸ラムコトヲ祈リテ往カムといへるなり。しでの埼には志氏神社あるなり○住は往の誤なり
此歌の次に

右案、此歌者不有此行宮之作乎。所以然言之勅大夫從河口行宮還京勿令從駕焉。何有詠思泥埼作歌哉

とあり。後人の書添なる事しるし

狹殘行宮大伴宿禰家持作歌二首

おほきみのいでましのまにわぎもこがたまくらまかず月ぞへにける
天皇之行幸之隨吾妹子之手枕不卷月曾歷去家留

題辭の狹殘を久老はササムとよみて古書に見えたる狹々牟江宮と同處なりとせり。されど音訓を取合せたりとせむは快からざる上に殘の音はサンにてサムにあらねば此説は信じがたし。關政方の備字例十三にも「殘は舌内聲なり。佐牟と唇内には

呼べからず」といへり。古義には狹を獨の誤として獨行宮ニ殘リテとよめり。しばらく此説に従ふべし。さて此行宮はいづくのにか知りがたし○第二句のマニは即マニマニなり。卷四(六六七頁)にもオホキミノイデマシノマニとよめり

みけつ國しまのあまならし眞熊野の小船にのりておきべこぐみゆ

御食國志麻乃海部有之眞熊野之小船爾乘而奥部榜所見

上一〇四四頁)にもミケツ國ヌジマノアマノ船ニシアルラシとあり。御饌ヲ奉ル國といふ意にて志麻にかゝれり○マクマ野ノ小船も上一〇五四頁)にヤマトヘノボルマクヌノ船とあり。熊野式の船といふことなり

美濃國多藝行宮大伴宿禰東人作歌一首

いにしへゆ人のいひ來流おい人の變若ちふ水ぞ名におふ瀧の瀬
從古人之言來流老人之變若云水曾名爾負瀧之瀨

所謂養老瀧をよめるなり○來流を古義にケルとよめるはわろし。なほ舊訓の如くクルとよむべし○變若は舊訓にワカユとよめれど古義にヲツとよめるに従ふべ

し。但語意は若返る事なり(卷三六四三參照)○名ニオフは實の名に副ふなり。古義に「ここの地名に負ると云ことなり」といへるは自他さへたがひていみじき誤なり

大伴宿禰家持作歌一首

たど河の瀧をきよみかいにしへゆ宮つかへけむたきの野の上に
田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上爾

ミヤツカヘケムは宣長のいへる如く行宮ヲ造リ奉リケムといふ意なり○ヌノヘは野邊なり。卷二(三一九頁)にも野上ノウハギスギニケラズヤとあり

不破行宮大伴宿禰家持作歌一首

關なくばかへりにだにもうちゆきて妹がたまくらまきてねましを
關無者還爾谷藻打行而妹之手枕卷手宿益乎

關は不破關なり○カヘリニダニモは契沖の「俗に立飯リニ行テ來ムなど云詞なり」といへる如し。ウチは添辭、マクは枕にする事○卷十七に見えたる同じ人の述戀緒「歌にも近カラバ、カヘリニダニモ、ウチユキテ、妹ガタマクラ、サシカヘテ、ネテマシモ

ノヲとあり

十五年癸未秋八月十六日内舍人大伴宿禰家持讚久邇京作歌一首

今つくる久邇のみやこは山河の清見者うべしらすらし
今造久邇乃王都者山河之清見者宇倍所知良之

遷都は十二年十二月に行はれしにて今ツクルといへると合はざるやうに聞ゆるによりて雅澄は例を引きてイマは新ニといふ意なりといへり○第四句は舊訓にキヨクミユレバ、略解にキヨキヲミレバ、古義にサヤケキミレバとよめり。上(一)○三三頁に河瀬乃淨乎見者とあるを思へばキヨキヲミレバとよむべきに似たれどここには乎の字なく又卷二十に夜麻加波乃佐夜氣吉見都とあればサヤケキミレバとぞよむべからむ○結句はウベ大宮トシロシメスラシとなり

高丘、河内、連二首

故郷は遠くもあらず一重山こゆるがからにおもひぞわがせし

故郷者遠毛不有一重山越我可良爾念曾吾世思

フルサトは契沖のいへる如く寧樂なり。寧樂より久邇の新京に来る途にてよみて寧樂なる友に寄せしなり。○コユルガカラニは越ユルカラニなり。卷十四にも惠麻須我可良爾とあり。今も云々スルガ故ニなどいふと同格なり。さてコユルカラニはコユルママニなり。○オモヒゾワガセシは故郷ヲコヒシクゾ思ヒシとなり。思へバ故郷ハ遠クモアラヌヲ云々の意なり

吾背子とふたりし居者山たかみ里には月はてらずともよし

吾背子與二人之居者山高里爾者月波不曜十方余思

第二句の居者を從來ヲレバとよみたれど改めてヲラバとよむべし。山といへるは春日山なるべし。舊都ハ新都トチガツテ東ニ高山ガアツテ月ノ出ガ遅イガ君ト一緒ニ居ルナラソレモ不足ニ思フマイといへるなるべし。○ヨカラムといふべきをヨシといへるは當時の辭遣なり

安積親王宴左少辨藤原八束朝臣家之日内舍人大伴宿禰家持作

歌一首

(ひさかたの)雨は零敷おもふ子がやどにこよひはあかしてゆかむ

久堅乃雨者零敷念子之屋戸爾今夜者明而將去

卷三の末に此安積皇子の薨せし時家持の悲みて作りし歌を載せたり。○零敷は舊訓にフリシクとよめるを古義にはフリシケとよめり。之に従ふべし。○オモフ子は契沖「八束朝臣を指せり」といひ略解古義共に之に従ひたれど接待に出でたる侍女を指して云へるにあらざるか。略解に

又おもふに相聞の古歌なるを其時誦したるならむか

といへれど本集の編者が自己の歌を記すに誦せしを誤りて作歌と書くべけむや

十六年甲申春正月五日諸卿大夫集安倍蟲麿朝臣家宴歌一首作

者不審

わがやどの君まつの樹にふる雪のゆきにはゆかじまちにしまたむ
吾屋戸乃君松樹爾零雪乃行者不去待而將待

上三句は序なり。四五句はムカヘニハユカジ居ナガラ待タムといふ意なり。ユクをユキニユクといひマツをマチニマツといふは意を強めていふなり。上(一一一四頁)に春サレバヲヲリニヲヲリといへる類なり。○題辭の下に作者不審とあるは後人の附記なり。ワガヤドノ君マツノキといひマチニシマタムといへるを見れば主人即安倍蟲麻呂の歌なる事明なり。古義に宴にあづかれる人の歌とせるは附記の四字に誤られたるなり。歌釋も誤れり。古事記輕大郎女のムカヘヲユカム、マ都ニハマタジを藍本とせる事前註にいへる如し(卷二二頁參照)

同月十一日登活道岡集一株松下飲歌二首

ひとつ松いく代かへぬるふく風の聲の清者年ふかみかも

一松幾代可歷流吹風乃聲之清者年深香聞

右一首市原王作

ヒトツ松は一本松○年フカシは卷三四六三頁に年フカミ池ノナギサニミクサオヒニケリ又卷四(七一七頁)に年フカク長クシイヘバとあり。年久シクといふ事なり

○第四句は從來コエノスメルハとよみたれど聲ノキヨキハとよむべし

(たまきはる)いのちはしらず松が枝をむすぶところは長くとぞもふ
靈剋壽者不知松之枝結情者長等曾念

右一首大伴宿禰家持作

卷一なる君ガ世モワガ世モシラムイハシロノ岡ノ草根ヲイザムスビテナ(二二頁)
卷二なるイハシロノ濱松ガエヲヒキムスビマサキクアラバマタカヘリミム(一九五頁)などの例を思へばいにしへ草木を結びて喪なく事なからむを冀ふ呪ありしなり。漢土にて別に臨みて柳を緝ぎし(離別河邊緝柳條千山萬水玉人遙などいへり)と同系統なる俗信なるべし。○イノチハシラズは天壽ハイカバカリカ知ラネドといふ意なるべく、ナガクトゾモフは長カレカシト冀フナリといふ意なり

傷惜寧樂京荒墟作歌三首 作者不審

(くれなるに)ふかく染にしこころかも寧樂のみやこに年之歷去倍吉

紅爾深染西情可母寧樂乃京師爾年之歷去倍吉

クレナキニは前註にいへる如くフカク染ニシの枕辭なり○染は舊訓にソメとよめるを契沖は

第二十に之美爾之許己呂とあれば今も然よむべきか

といへり。結句はこのまゝならば舊訓の如くトシノヘヌベキとよまむ外なし。さて略解にそのヘヌベキを経ヌベク思ハルルと譯し古義にココロカモを心カラカモの意なりと註せりはやく代匠記に心ユエカと譯せり。案するに歴去倍吉は歴去禮者などの誤字にあらざるか。もし然らば二三は辭のまゝにカク深ク染ミニシ心カモと心得べく、そのココロノシムは寧樂ノ都ニ心ノ染ムなり

世のなかを常なきものと今ぞしる平城のみやこのうつろふみれば
世間乎常無物跡今會知平城京師之移徙見者

ウツロフはカハルなり

(いは綱の)また變若反(あをによし)奈良のみやこを又將見鴨

石綱乃又變著反青丹吉奈良乃都乎又將見鴨

變若反(著は若の誤は久老のヲチカヘリとよめるに従ふべし。こゝにてはわかかへる事なり(卷三六頁參照)○結句を舊訓にマタモミムカモとよめるを古義にマタミナムカモに改めたり。之に従ふべし○代匠記に

我身老て蕙○岩づなの如く得若ゆまじければ寧樂京のもとの如く立かへり榮ゆるを見ざらむ事を歎てよめるなり

といへり○此歌にマタといふ語二つあり○卷三(四三五頁)にワガサカリマタヲチメヤモホトホトニナラノミヤコヲミズカナリナムといふ歌あり

悲寧樂故京郷作歌一首并短歌

(やすみしし) わがおほきみの 高しかす 日本ヤマトの國は すめろぎの
神の御代より しきませる 國にしあれば あれまさむ 御子のつ
ぎつぎ 天の下 しろし座跡イハスミ 八百よろづ 千年をかねて 定めけ
む 平城のみやこは (かぎろひの) 春にしなれば かすが山 御笠
の野邊に 櫻花 このくれがくり かほ鳥は まなくしは鳴ナキ (露霜

の) 秋さりくれば 射鉤山 とぶひが塊に はぎのえを しがらみ
ちらし さをしかは 妻よび令動 山みれば 山もみがほし 里み
れば 里もすみよし (もののふの) 八十とものをの うちはへて
思なみしけば 天地の よりあひの限 よろづ世に さかえゆかむ
と 思ひにし 大宮すらを たのめりし ならのみやこを 新世の
事にしあれば おほきみの ひきのまにまに (春花の) うつろひか
はり (むら鳥の) あさたちゆけば (さす竹の) 大宮人の ふみなら
し かよひし道は 馬もゆかず 人もゆかねば あれにけるかも
八隅知之吾大王乃高敷爲日本國者皇祖乃神之御代自敷座流國爾之有
者阿禮將座御子之嗣繼天下所知座跡八百萬千年矣兼而定家牟平城京
師者炎乃春爾之成者春日山御笠之野邊爾櫻花木晚牢貌鳥者間無數鳴
露霜乃秋去來者射鉤山飛火賀塊丹芽乃枝乎石辛見散之狹男牡鹿者妻

呼令動山見者山裳見貌石里見者里裳住吉物負之八十伴緒乃打經而思
並敷者天地乃依會限萬世丹榮將往迹思煎石大宮尙矣特有之名良乃京
矣新世乃事爾之有者皇之引乃眞爾眞荷春花乃遷日易村鳥乃且立往者
刺竹之大宮人能踏平之通之道者馬裳不行人裳往莫者荒爾異類香聞

題辭の京の字諸本に無し。目錄には悲寧樂京故郷作歌とあり

タカシカスはタカシクの敬語、そのタカシクはヒロシク、フトシクなどと同じくて
領じたまふ事なり。○ヤマトは日本と書きたれど大和なり。○スメロギノ神は御祖
先なり。○シキマセルはタカシカスと同意。○アレマサム御子ノツギツギは生レ給
ハム御子ノ御代々なり。座跡は從來マサムト、メサムトとよめり。イマストとよむべ
きか。○ヤホヨロヅチトセヲカネテは永キ代ヲカケテといふこと。○御笠ノ野邊ニ
はカホドリノマナクシバナキにかかれり。○サクラバナはサクラ花ノとノを補ひ
て聞くべし。○コノクレガクリはコノクレ即木陰ニカクレテとなり。卷三なる長歌
(三六八頁)にもサクラ花コノクレシゲミとあり。○鳴の字は略解にナキとよめるに

從ふべし(舊訓及古義にはナクとよめり)○射鉤山は舊訓にイコマヤマとよめり。鉤の字一本に駒とありといふ。契沖は伊駒山に烽トビを置かれし事なしといひ。眞淵はもとのまゝにてヤツリヤマとよみ。宣長は羽飼の誤字として「卷十に春日ナル羽買ノ山ユ云々とよめり」といへり。元明天皇紀に始置、大倭國春日烽と見え又古今集にカスガ野ノトブ火ノ野守云々とよみたれば春日にとぶ火を置かれしは確なれどその春日山のうちに羽買といふ山ありといふのみの理由にて射鉤を羽飼の誤字とせむはあまりに武斷なり。なほ下にいふべし○塊は一本に鬼とありといふ。略解に之をヲカとよみ古義にタケとよめり。奈良附近にタケといひつべき山はあらねば否此山は春日連山中の一丘陵なるべければ略解に従ひてヲカとよむべし。古義に「さて此山は鹿野苑カシノノの東にありて今鉢伏といふとぞ」といへるは並河永の大和志に烽火トビ者在鹿野苑東山中有民居名鉢伏とあるによれるなるべけれど志の文意にては鉢伏は村の名なり

此山今何といふ山に當るにか。果して大和志にいへる如く鹿野苑の東なる山なりや。そはなほ研究を要すれど射鉤は文字のままにイツリとよみて其山の古名とす

べく

鉤はツリバリなり。ツリバリをいにしへツリといひき。箋註倭名類聚抄卷五調度部漁釣具の下に

按ずるにツリは魚を釣るを謂ふ。紀字鏡是なり。轉じて以て釣る所の鉤を謂ひて亦ツリと謂ふ。曾我物語にツリを含む魚と云へる是なり。神代紀に鉤をチと訓めり。即ツリの急呼なり。古説にチを以てツリバリの急呼とし本居氏のトリの急呼とせる並に非なり。後俗ツリバリと呼ぶ。神功紀に鉤をツリバリと訓める。恐らくは古に非ざるなり(○もと漢文)

といへり

さてイツリに射鉤の文字を當てたるは左傳僖公廿四年に齊桓公置射鉤トビ而使管仲相タラとあり又文選劉琨重贈ホテ廬諶詩に重耳任五賢小白相射鉤とあるなどによれるならむ○シガラムといふこと今の情にては萩ガ鹿ヲシガラムとはいふべく鹿ガ萩ヲシガラムとはいふべからざるに似たれどこゝにハギノエヲシガラムミチラシとあり又古今集秋上に秋ハギヲシガラムミフセテナク鹿ノとあるを思へばシガラム

といふ語の意今日とは少し異なるにてオサヘツケなど譯すべきに似たり。さてシガラミチラスは古義に『或ハシガラミ或ハ散シの意なり』といへるは非なり。シガラミテチラスなり○令動は舊訓以下トヨメとよめれどトヨムとよみてこゝにて切るべし。令の字は衍字にてもあるべく又ありても妨なし○ヤツトモノヲは文武百官なり○ウチハヘテはハルバルトなり。之を時間の延長と見て代匠記にユク末ヲ兼テ長ク云々といへるは非なり(略解古義には説なし)。ゆく末の事は下にアメツチノ云々といへり○思の字一本に里とありといふ。里は上にイトマヲナミト里ニユカザラムとある里にて私邸の意、ナミシクは相並びて占むるなり○アメツチノヨリアヒノカギリは卷二(二二二頁)にアメツチノヨリアヒノ極とあるに同じ(略解古義にこゝをもキハミとよめり)。永久ニといふことなり○大宮スラヲのヌラは主語を強むる辭なり(卷五〇九七頁サムキ夜スラヲ參照)。オホ宮スラヲ、ナラノミヤコヲの二つのヲはナルヲなり○新世は現代をたゝへて云へるなり(卷三〇五八頁參照)。さてアラタ世ノ事ニシアレバは卷三(五八二頁)及卷五(八六七頁)に世ノ事ナレバとあるとおなじく世ノ習ナレバといふことなり○ヒキノマニマニは記傳卷十一(六二三頁)に

こゝは京を引遷したまふを云に非ず。引率テ往タマフマニマニといふことなりといへり。卷十九にもウツセミノ、ヨノコトワリト、マスラヲノ、ヒキノマニマニ、シナザカル、コシヂヲサシテ云々とあり○ウツロヒカハリは移轉する事なり。さてウツロヒカハリといひアサタチユケバといへるは諸人の上なり。自身の上にあらず○フミナラシのナラシは道の高低を平均する事なり○此歌は奈良にとどまれる人のよめるなり

反歌

たちかはりふるきみやことなりぬれば道のしば草長くおひにけり

立易古京跡成者道之志婆草長生爾異梨

略解に『長歌に春花ノウツロヒカハリといふをくり返してよめり』といへるは非なり。長歌のウツロヒカハリは人が移るなり。ここのタチカハリは都が替るなり。古義に『タチカハリは建替といふなり』といへるは非なり。タチは略解にいへる如く添辭なり

なづきにし奈良のみやこのあれゆけばいでたつごとになげきしまさる

名付西奈良乃京之荒行者出立每爾嘆思益

ナヅキニシはナジミニシといふ事にて卷一(二二〇頁なるニキビニシに同じ〇ナ
ゲキシマサルは嘆ガマサルなり〇イデタツは道ニ出立ツなり

讚久邇新京歌二首并短歌

あきつ神 わがおほきみの 天の下 八島の中に 國はしも 多く
あれども 里はしも さはにあれども 山並の よろしき國と 川
次の たちあふさとと 山代の 鹿脊山のまに 宮柱 太敷奉 た
かしらす 布當の宮は 河ちかみ せのとぞ清き 山ちかみ 鳥が
ね働 秋されば 山もとどろに さを鹿は 妻よびとよめ 春され
ば 岡邊もしじに 巖には 花さきををり 痛何怜 ふたぎの原
甚貴 大宮どころ うべしこそ 吾おほきみは 君之隨 きこした

まひて (さす竹の) 大宮ここと 定めけらしも

明津神吾皇之天下八島之中爾國者霜多雖有里者霜澤爾雖有山並之宜
國跡川次之立合卿跡山代乃鹿脊山際爾宮柱太敷奉高知爲布當乃宮者
河近見湍音叙清山近見鳥賀鳴働秋去者山裳動響爾左男鹿者妻呼令響
春去者岡邊裳繁爾巖者花開乎呼理痛何怜布當乃原甚貴大宮處諾己曾
吾大王者君之隨所聞賜而刺竹乃大宮此跡定異等霜

アキツ神は准枕辭。ワガオホキミノは十二句を隔てて宮柱太敷奉高知爲にか、れ
り〇山ナミノヨロシキ國トのクニは郷なり〇川次は略解に

山並といふに同じく川々のつづけるをいふ也。されば立合サトといへり。立は詞
のみ

といへり。されどこのわたり川々といふばかり川は多からず。此都は泉川の沿岸に
ありしなるが附近には和東川といふ川ありて北より南へ流れて右の泉川に入れ
るのみ。上(一〇三四頁なる山部宿禰赤人作歌に河次ノキヨキ河内ゾとある河次は

河波の意にて次と書けるは誤字とおぼゆ。されどこゝは山並に對したればなほ文字の如き意ともおぼゆ。輕々しく定めがたし。追ひて考へてむ。○山ノマは卷一(三四頁)にナラノ山ノ山ノマニイカクルマデ、卷三(五七九頁)に山シロノサガラカ山ノ山ノマヲユキスギヌレバとあり。山の間なり。○フトシキ奉の奉を舊訓にタテテとよめり。訓は然るべし。字は誤にあらざるか。○フタギノ宮は略解に「此地瀧川の二すち落合所にて二たきの意なるべし」といへり。名の起は右の如くにもあれ下にフタギノ原ともフタギノ野べともあるを見れば、もとより地名をフタギといひしにて宮の名はその地名によれるなり。否宮の公稱は大ヤマトクニノ大宮なるを略してクニノ宮ともいひ又私にフタギノ宮ともいひしなり。○働は略解に動の誤なるべしといへり。トヨムとよむべし。トヨムはトドロクにて次なるトヨメはトドロカシなり。○イハホニハ花サキヲリは巖ノ上ニハ花サキナビキテとなり。○痛何怜は略解にアナアハレ又アナニヤシとよみ古義にアナオモシロとよめり。卷三(五〇三頁)にコノタビト何怜とあるを例としてアナアハレとよむべし。○甚貴は古義に従ひてイトタフトとよむべし。略解にはアナタフト。○君之隨は略解にキミノマニとよ

みて神ナガラといふに同じといへり。神隨カミナガラの誤字にあらざるか。○大宮コトは大宮ヲ此處トとなり

反歌二首

三日の原ふたぎの野邊をきよみこそ大宮どころさだめけらしも

三日原布當乃野邊清見社太宮處定異等霜

大宮ドコロは大宮とは異なり。大宮の處にて即都なり。異本に一云コトシメサセとあるシメサスもやがて定むるなり

弓高來川のせきよし百世まで神之味ゆかむ大宮所

弓高來川乃湍清石百世左右神之味將往大宮所

初句は舊訓にヤマタカクとよめり。略解に

先人(○枝直)云。山の草書の弓となれる也といへり。此集もと今の如く楷書ならねば草書より見誤れることすくなからず

といへり。之に従ふべし。來は未の誤なるべし。○神之味は契沖「カミシミ」とよみて神

サビと同じう意得べし』といへり。字音辨證上卷二四頁に
之の吳原音サイを省呼したるにてサビとよむべし
といへるは従はれず

わがおほきみ 神の命の たかしらす ふたぎの宮は (百樹成) 山
はこだかし おちたぎつ せのとも清し うぐひすの きなく春べ
は 巖には 山したびかり (錦なす) 花さきををり さを鹿の 妻
よぶ秋は (あまぎらふ) しぐれをいたみ (さにづらふ) 黄葉ちりつ
つ 八千とせに 安禮衝之乍 天の下 しろしめさむと 百代にも
かはるべからぬ 大宮處

吾皇神乃命乃高所知布當乃宮者百樹成山者木高之落多藝都湍音毛清
之鷲乃來鳴春部者巖者山下耀錦成花咲乎呼里左壯鹿乃妻呼秋者天霧
合之具禮乎疾狹丹頰歷黄葉散乍八千年爾安禮衝之乍天下所知食跡百
代爾母不可易大宮處

百樹成は舊訓にモモキナスとよめり。然ナスとよまむに下なるニシキナスなどの
やうにゴトクと譯して通せざれば誤字又は誤訓にあらざるかとは誰も思ふこと
なり。宣長は成を盛の誤字としてモモキモル(略解に引けり)又はモモキモリ(詔詞解
二卷七丁)とよみて『モルは茂る事にて森の用語なり』といへり。されど成と盛とはい
にしへ通用したれば訓義辨證上卷一三頁強ひて誤字とするに及ばず。ただこのま
まにてモルともモリともよむべし。然らばモルとよまむかモリとよまむかといふ
にこゝは山の枕辭と見ゆればイサナトリ海などの例に倣ひてモモキモリとよむ
べし。○コダカシは木が高きなり。○山下ヒカリはふと見れば山ノ下ガヒカリとい
ふことの如くおもはるれど山下ノアケノソホ舟といひて山下をアケの枕辭とし
たる例あり(卷三九頁)又にはふ事をシタブルといひ(卷二〇三頁)神の名にも秋山ノシ
タビヲトコといふあり(これもシタブル男といふ意なり)よりて宣長(記傳卷三十四
全集七)は

シタビはアシタビのアを省けるにて紅葉が朝の天の如く赤きをいふ。山シタノ
アケノソホ舟又こゝの山シタヒカリの如くただシタといふは更にシタビのビ

を省けるなり(採要)

といへり。シタがアシタビの首尾を省けるなりといふ説はうなづかれねど、げに山シタヒカリは山の下が光るといふ事にはあらで山が照りかがやく事と思はる。されば山シタヒカリとは切らでヤマシタヒカリと切りてよむべく、なほシタデルの例にならひてシタビカリとヒを濁りて唱ふべし。さて宣長はシタビカリを紅葉のみいふこととし、さては今の歌に春の花をいへるにかなひがたければ

ただニシキナスの序にて歌の意には與からず

といへり。今格調を案ずるにヤマシタビカリは花サキヲヲリにかゝれり。されば宣長がニシキナスの序とせる説は斥くべく従ひて雅澄のいへる如く山シタビカリは秋の紅葉にも春の花にもいふ辭とすべし。○アマギラフは空の曇る事、サニヅラフは赤く匂ふ事にて共に枕辭なり。○安禮衝之乍は卷一(九六頁)にもフヂ原ノ大宮ヅカへ安禮衝哉ヲトメガトモハトモシキロカモとあり。契沖は生繼なりといひ宣長(玉勝間卷十一)は

アレは、、奉仕るをいへる言也。衝は、、イツキのイを省ける言なり。、、

、然るに此言を生繼と解たるはいみじきひがごと也。、、繼と衝とはクの清濁も異なるをいかでか借用ひむ

といへり。伴信友の瀬見の小川卷二全集第二の二五八頁にも一説あり。就いて見るべし。案ずるに安禮衝はなほ生繼の意とすべし。即天皇ノ生レ繼ギ給ヒツツといふ意なり。抑繼はもとツクと清みてとなへしにあらざるか。さて此集の出来し頃には既にツグと濁るやうになれるをなほアレツクなどいふ古語の時にはもとのまゝ、にツクと清みて唱へしかば繼とは書かで衝の字を借り用ひたるにはあらざるか。又清音を濁音に借り用ひたるにてもあるべし(卷一頁九六参照)因にいふ本集に見えたる歌語を悉く其世に行はれし語と思はむは非なり。本集の歌には往々古語を用ひたり。否長歌にはつとめて古に擬したる跡あり。○モモ代ニモカハルベカラヌは契沖のいへる如く文選枚乘諫吳王書に臣願王熟計而身行之。此百代不易之道也とある百代不易を邦語にうつせるなり。○壯は牡の誤なり

反歌五首

泉川ゆく瀬の水のたえばこそ大宮どころうつろひゆかめ

泉川往瀬乃水之絶者許曾大宮地遷往目

水ノ絶エザラム限コノ大宮地モウツロヒユカジとなり。ウツロヒユクは上なるタチカハルにおなじ

ふたぎやま山なみみれば百代にも易るべからぬ大宮どころ
布當山山並見者百代爾毛不可易大宮處

フタギ山はカセ山の別名とおぼゆ

をとめらがうみをかくとふ鹿脊の山時之ゆければみやことなりぬ
媿孀等之續麻繫云鹿脊之山時之往者京師跡成宿

ヲトメ等ガ續麻ヲカクルカセといひ下して序とせりと略解にいへる如し。梓はよ
り合せたる麻絲をかくる具なり。又カセヒ又カセギといふ。○時之は古義に従ひて
トキシとよむべし。トキシユケレバは時シ來ヌレバの意なり(契沖)

かせの山樹立をしげみ朝さらずきなきとよもすうぐひすのこゑ
鹿脊之山樹立矣繁三朝不去寸鳴響爲鷺之音

朝サラズは朝ゴトニなり(略解)。トヨモスはトヨムルにおなじくてトドロカスとい

ふことなり

こま山になくほととぎす泉河わたりをとほみここにかよはず一云わた
ざらむ

狛山爾鳴霍公鳥泉河渡乎遠見此間爾不通一云渡遠哉
不通有武

霍公の聲の遠く聞ゆるを故ある如くいひなせるなり。ワタリは河の渡津なり。○カ
ヨハズといふよりはカヨハザラムといふ方まされり。然るにカヨハザラムと
いへば文字餘りてココニの三言を割愛せざるべからず。されば一云の方にも定め
かねて二つながら存せるなり。○略解に

長歌は春秋をのみいへるを反歌にほととぎすをよめるはつきなし。此一首別の
歌なるべし。反歌五首とはじめにあれどもすべて歌數を書くにはとられぬ事處
處にあり

といひ古義にも同じやうなる事を云へり。案ずるに長歌は一年中の事をいふとて
代表的に春と秋との事を云へるのみなれば反歌に霍公をよめる歌ありても怪し

むに足らず。ただ春よめるならば春の歌のみあるべく夏よまば夏の歌のみあるべきを鶯をよめると雀公をよめるとならびてあるが訝しきなり。更に思ふに此歌どもは初夏の頃にやよみけむ。山邊には初夏の頃も鶯の盛になくものなればなり。

春日悲傷三香原荒墟作歌一首并短歌

三香の原 久邇のみやこは 山高 河の瀬清 在吉と 人はいへども 在吉と われはおもへど ふりにし 里にしあれば 國みれど人もかよはず 里見れば 家もあれたり はしけや△ △ かくありけるか (三諸著) かせ山のまに さく花の 色めづら敷 百鳥のこゑなつか敷 有呆石 すみよき里の あるらくをしも

三香原久邇乃京師者山高河之瀬清在吉迹人者雖云在吉跡吾者雖念故去之里爾四有者國見跡人毛不通里見者家裳荒有波之異耶如此在家留可三諸著鹿脊山際爾開花之色目列敷百鳥之音名束敷在呆石住吉里乃荒樂苦惜哭

山高河之瀬清は略解にヤマタカクカハノセキヨミとよみ古義にはタカミ、キヨミと共にミとよめり。古義の訓に従ふべし。○アリヨシはアルニヨシなり。○下なる在吉跡は或人の説略解に引けり。に住吉跡の誤にてスミヨシトとよむべしといへり。類聚古集に上なるを住吉迹と書けり。○フリニシはウツロヒユキシなり。即都を難波に遷されて故郷となりし意なり。○ハシケヤシは例として名詞にかかれり。然るにこゝにはハシケヤシを受くべき名詞なし。又ハシケヤシカクアリケルカとありては何の意とも聞えず。略解に或人の説を引きて「ハシケヤシの下二句許句の脱たるか」といへり。げに然り。ハシケヤシ、サカエシ宮ヲ、イカニシテ、カクアリケルカなどありしにあらざるか。○三諸著は冠辭考に三を天の誤としてアモリツクとよみ、宣長(略解)は生緒繫の誤としてウミヲカクとよみ、久老雅澄はもとのまゝにて舊訓の如くミモロツクとよめり。久老の説は信濃漫録上卷七丁に見えたり。就中雅澄は神社をいつく意とせり。枕辭の研究は余の企てざる所。今はただ諸説を列擧するのみ。○敷を舊訓には上下二つながらシクとよめるを古義には下の敷をシキとよみ改めたり。宜しく古格に従ひて共にシキとよむべし。共に下なる里にかゝれるなり。○

在杲石の下に久などをおとしたるにか。アリガホシクといはではと、のはず。或はアリガホシを枕辭のやうに用ひたるか。さてアリガホシはミガホシの類語にてアリタシといふ事なり。○アルラクヲシモは荒レムコトガヲシとなり。哭を古義に喪の誤とせり。但卷七にもアマタカナシモを數悲哭と書けり。○此歌は天平十六年二月に都を難波に遷されし後によめるなり。

反歌二首

三香の原久邇のみやこはあれにけり大宮人の遷去禮者

三香原久邇乃京者荒去家里大宮人乃遷去禮者

結句は舊訓にウツリイヌレバとよめるを古義にウツロヒヌレバに改めたり。このウツロフは移轉にて上にハル花ノウツロヒカハリといへるにおなじ。略解に「紫香樂宮所へ移去レバといふ也」といへるは非なり。難波宮へなり。

さく花の色はかはらず(ももしきの)大宮人ぞたちかはりぬる

咲花乃色者不易百石城乃大宮人叙立易去流

このタチカハルも亦人の移轉するにて上なるタチカハリフルキミヤコトナリヌレバのタチカハリとは異なり。略解に「大宮人は在しにかはれる也」といへるは非なり。

此都の跡は山城國の南端相樂郡のうちにて泉川の附近なることのみは明なれどくはしき事は從來未知られず。泉川は東より西へ流れ今川の北に瓶原高麗などいふ村あり川の南に鹿背山ありて其東に加茂村西に木津町あり。抑恭仁宮は河北にありしか。河南にありしか。

山代の鹿背山のまに宮柱ふとしきたてて、たかしらす、ふたぎの宮はとあり又

鹿背の山時しゆければみやことなりぬ

とあるを見れば少くとも宮は河南にありし事明なり。又

こま山になくほととぎす泉河わたりをとほみここにかよはず

とありて狛山と川を隔てたる趣なれば南岸とせではかなはず。狛は河北にあればなり

或は云はむ。然らば

三日の原ふたぎの野べをきよみこそ大宮處さだめけらしも
といひ又

三香の原久邇のみやこは

といへるはいかが。瓶原は河北の地名なるをやと

答へて云はむ。ミカノ原はいにしへ川の兩岸に亘れる廣き地の名なりきとおぼゆ。
今河北の一村を瓶原といふは大名の小名となれるなり。かゝる例は少からず。ミカ
ノ原フタギノ野べとあるを見てもいにしへミカノ原の區域の廣かりし事を察す
べし。古今集羈旅歌にケフミカノ原イヅミ川といへるも大名なる證なり。さて

あなあはれふたぎの原いとたふと大宮處

といひ

三日の原ふたぎの野べをきよみこそ大宮處さだめけらしも

といへるを思へば大宮處即都はフタギノ原即フタギ野にありしなり。而してその
フタギ野は思ふに鹿背山の東北西三方の平地なるべし

上にいふ如くなれば今の瓶原即河北の一村を恭仁宮の趾に擬するは誤れり
更に續紀中より恭仁宮及都が河南に在りし證を擧げむにまづ天平十三年九月丙
辰の下に

從賀世山、西道以東爲左京以西爲右京

とあり。賀世山の西の道を左右兩京の界としたるを見れば都は河南にありしなり。
次に十七年五月癸亥の下に

車駕到恭仁宮泉橋、是日到恭仁宮

とあり。泉川は伊賀國より流れ來る川なれば恭仁宮もし河北にあらば近江國甲賀
宮よりの巡幸には泉川を渡り給ふべきにあらず。今泉橋を渡りて宮に入り給ひし
を見れば宮は河南にありしなり

或は云はむ。續紀天平十三年五月乙卯の下に

天皇幸河南觀狩獵

とあるは如何。河北にましまし、が故に河南に幸し給ひしにあらずやと
答へて云はむ。げに此時はなほ河北の行宮にましまし、なり。事情を明にせむ爲に

左に續紀の文を抄せむに

天平十二年十二月戊午(○六日)從不破發至坂田郡横川頓宮。是日右大臣橘宿禰諸兄在前而發。經略山背國相樂郡恭仁鄉。以擬遷都故也。

丙寅(○十四日)從永津發到山背國相樂郡玉井頓宮。

丁卯(○十五日)皇帝在前幸恭仁宮。始作京都矣。太上天皇皇后在後而至。

これは諸兄の經略(踏查)後僅に九日

十三年春正月癸未朔天皇始御恭仁宮受朝。宮垣未就。繞以帷帳。

これは諸兄の經略後僅に二十五日なれば未宮城を造營する暇あらず。されば此恭仁宮は一時の行宮にて後の大養德恭仁大宮とは別なり。

因にいふ。同月戊戌(○十六日)の下に御大極殿賜宴百官。主典已上とある。大極殿はた假殿なり。十四年春正月丁未朔の下に百官朝賀。爲大極殿未成。權造四阿殿於此受朝とあるによりて然りと知らる。

此恭仁宮即一時の行宮はいづくにありしか。くはしくは知り難けれど。泉川の北にありし故にこそ五月乙卯に河南に幸して狩獵を觀給ひしなれ。新宮即大養德恭仁

大宮に移り給ひしはいつにか。これもくはしくは知り難けれど。

秋七月戊午(○八日)太上天皇移御新宮。天皇奉迎河頭。

とあれば五月六日(乙卯)と七月八日との間に移り給ひしを紀には記し漏せるなり。或は又云はむ。續紀天平十八年八月戊寅の下に

恭仁宮大極殿施入國分寺。

とあり。而して今の瓶原村大字河原の東登大路の西南に國分寺の遺址あり。これ恭仁宮が今の瓶原村即河北にありし證とすべきにあらずやと

答へて云はむ。續紀の文を見るに大極殿をそのまゝ國分寺とせられしとは定むべからず。おそらくは大極殿を壞ちて國分寺に施入せられしならむ。國分寺は天平十三年の勅建なれば此年を待ちて始めて造營すべきにあらず。

なほ二三此宮及都に關係ある事を云はむ。諸書に甕原宮を恭仁大宮の別名としたれど。續紀天平十四年八月乙酉の下に

宮城以南大路西頭與甕原宮東之間令造大橋。

とあれば宮城即恭仁大宮とは別なり。此甕原宮は本集卷四(六七二頁)に

神龜二年乙丑春三月幸三香原離宮之時云々

とあると同處にて以前よりありし離宮なり。それにつきてなほいはまほしき事あれど枝に枝を生ずれば今は云はず。右の文によれば甕原宮は宮城の西方即宮城とおなじく河南にありしなり。これによりてもいにしへのミカノハラが河の南北に亘れる廣き地の名なりしことを知るべし
上なる長歌に

山代の鹿脊山際カセヤマにみやばしらふとしきたててたかしらすふたぎの宮は

とあれど續紀の文に宮城以南大路とあるを見れば宮城と鹿背山とは少くとも大路一條を隔てたりしにて山ノマニといへるは歌の文なり。さて宮城は南面したりしなり。さてこそ鹿背山の西の道より以東を左京とし以西を右京とせられしなれ

難波宮作歌一首并短歌

(やすみしし) わがおほきみの ありがよふ 名庭の宮は (いさなとり) 海かたづきて 玉ひろふ 濱邊をちかみ 朝はぶる 浪のとさ

わぎ ゆふなぎに かぢのときこゆ あかときの 寐覺にきけば

海石ウミイシ之 盪干ウラヒのむた うらすには 千鳥チトリつまよび あしべには 鶴ツル

鳴動ナゲドム みる人の かたりにすれば きく人の 視ミまくほりする (御

けむかふ) 味原アジハラの宮は みれどあかぬかも

安見知之吾大王乃在通名庭乃宮者不知魚取海片就而玉拾濱邊乎近見朝羽振浪之聲躑夕薙丹擢合之聲所聆曉之寐覺爾聞者海石之盪干乃共納渚爾波千鳥妻呼葭部爾波鶴鳴動視人乃語丹爲者聞人之視卷欲爲御食向味原宮者雖見不飽香聞

アリガヨフは卷三四〇四頁にもオホキミノトホノミカドトアリガヨフ島門ヲミレバ神代シオモホユとあり。こゝにては度度行幸し給ふ事なり。○海カタヅキテは海ニ寄リテといふ事。集中に山カタヅキテ谷カタヅキテなどいへり。今の語にカタヅケルといふは此語の他動詞形なり。○朝羽振は卷二二八〇頁に朝ハブル風コソヨセメ夕ハブル浪コソ來ヨレとあり。ハブルは振動する事なり。○海石之は古義に

『海近三の誤なりと本居氏の云るぞ宜しき』といへれど上にハマベヲチカミとあるを更にこゝにウミチカミとあるべきにあらず。略解には

石は原の誤れるにや。ウナバラノとあるべし。又は若の誤にてワタツミならんかといへり。しばらく若の誤としてワタツミノとよむべし。シホヒノムタは鹽干ト共ニなり。○鶴鳴動は舊訓にタヅガネトヨミ、略解にタヅナキトヨミ、古義にタヅガネトヨムとよめり。古義に従ふべし。上なる讚久邇新京歌に鳥賀鳴動とありて鳴の字をネに用ひたり。いづれにもあれこゝは上なるカヂノトキコユに對してトヨムと切るべき處なり。○カタリニスレバのカタリは話なり。○アヂフノ宮は上一〇三八頁なる神龜二年冬十月幸于難波宮時笠朝臣金村作歌に

うみをなす長柄の宮に眞木柱ふとたかききて、をす國ををさめたまへば、おきつとりあぢふの原に、ものふの八十とものをは、いほりして都をなせり、旅にはあれども

とあれば即長柄宮の事なるべし。味經も今は大坂市内に入りたり。○納は泊の誤なり。又擢は權の誤なり。但カヂに權合を充てたるはなほ攷ふべし。

追考 喜田貞吉博士は味經を江口の附近として大坂城南とせる舊説を斥けたり。
(大坂文化史)

反歌二首

ありがよふ難波の宮は海ちかみあまをとめらがのれる船みゆ
有通難波乃宮者海近見漁童女等之乗船所見
塩ひれば葦邊にさわぐ白鶴の妻よぶこゑは宮もとどろに
塩干者葦邊爾蹠白鶴乃妻呼音者宮毛動響二

初句は第二句と照應せるなり。妻ヨブにかゝれるにあらず。○宮モトドロニは宮ヲモトドロニトヨモスなどいふべきを略せるなり。

過敏馬浦時作歌一首并短歌

八千梓の 神の御世より 百船の はつるとまりと 八島國 百船
純の 定めてし みぬめの浦は 朝風に 浦浪さわぎ 夕浪に 玉
藻はきよる 白沙 清き濱べは ゆきかへり みれどもあかず う

べしこそ みる人ごとに かたりつぎ しぬびけらしき 百世へて
しぬばえゆかむ 清白濱オホシラハ

八千棹之神の御世自百船之泊停跡八島國百船純乃定而師三犬女乃浦
者朝風爾浦浪左和寸夕浪爾玉藻者來依白沙清濱部者去還雖見不飽諾
石社見人每爾語嗣偲家良思吉百世歷而所偲將往清白濱

八千棹の神はオホナムヂノ命の又の名なり。始めて國土を開き給ひし神なれば特
に此神の名を擧げたるなり。初二句は畢竟ムカシヨリといはむにひとし。○八島國
ははやく八千棹神の御歌にもヤシマグニ妻マギカネテとあり。淡路四國、隱岐、九州、
壹岐、對馬、佐渡、本州を總稱して大八島國といふといふ事古事記神代の卷に見え
り。但こゝは全國といふ事なり。○百船純の事は上(一一三八頁)にいへり。○砂は新撰
字鏡及和名抄にイサゴ又スナゴとあり。然るに本集には眞名子、麻奈胡と假字書に
し又愛子の字を假借せり。又古事記に地名に眞名子谷と書けるを書記には織沙谿
と書けり。さればマナゴの方イサゴ及スナゴより古しと見ゆ。狩谷望之の倭名抄箋

注(卷一の七二丁)に

按マナゴ蓋マスナゴ之省。或謂マサゴ。亦マスナゴ之急呼。或マイサゴ之義
といへるは従はれず。さてこゝは白沙と書けるをはやく舊訓にシラマナゴとよめ
り。○シヌビケラシキのシヌブは例の如くめづる事なり。次なるシヌバエもメデラ
レなり。○コソといひてケラシキといへるは卷一(二八頁)にいへる如し。ラシは今
はたらかでの係の時もコソの係の時も共にラシなれど上代にはコソの時はラ
シキとはたらきしなり。○清白濱は上(一〇四八頁)なる山部宿禰赤人作歌にも見え
たり。從來キヨキシラハマとよめれどキヨミシラハマともよむべき事又シラハマ
は白砂の濱なる事彼處にいへる如し

反歌

(まそかがみ)みぬめの浦は百船のすぎてゆくべき濱ならなくに

眞十鏡見宿女乃浦者百船過而可往濱有七國

スギテユクベキは泊ラズニ行クベキとなり。○ハマナラナクニは濱ナラヌ事ヨと
いふばかりの調なり

濱きよみ浦うるはしみ神世より千船のはつる大わだの濱
濱清浦愛見神世自千船湊大和太乃濱

右二十一首田邊福麿之歌集中出也

神世ヨリは昔ヨリといふこと○攝津國西成郡に神崎川の下流の東岸に今千船村大字大和田といふ處あり。されど此歌なる大ワダノ濱はミヌメノ浦の續と思はるれば西成郡なる大和田にあらず。ミヌメノ浦は前にもいひし如く神戸の東なる西灘の附近なればこの大ワダノ濱は神戸兵庫の沿岸なるべし。兵庫の南の端を和田岬といふも大和田濱によれる名ならむ。三善清行の意見封事に

臣伏見山陽西海南海三道舟船海行之程自^{カハ}櫻生泊至^{カハ}韓泊一日行自^{カハ}韓泊至^{カハ}魚住泊一日行自^{カハ}魚住泊至^{カハ}大輪田泊一日行自^{カハ}大輪田泊至^{カハ}河尻一日行

かく播磨の室津より攝津の河尻に至る船路を四日の行程に分ちたるに自^{カハ}大輪田至^{カハ}河尻一日行といへるを見ても西成郡なる大和田にあらざる事明なり。河尻は即神崎川の河口にて彼千船村大和田の附近なればなり○一首の中に濱といふ語重出せり。當時はかゝる事に拘はらざりしなり

二十一首といへるは悲寧樂故郷作歌(一一五五頁)以下なり

(大正七年一月十二日脱稿)

(流布本卷第四至卷第六目錄)

萬葉集卷第四

相聞

難波天皇妹奉_レ上在山跡皇兄御歌一首

崗本天皇御製△一首并短歌

額田王思近江天皇作歌一首

鏡王女作歌一首

吹黃刀自歌二首

田部忌寸櫟子任_レ太宰時歌四首

柿本朝臣人麻呂歌四首

基檀越往伊勢國時留妻作歌一首

柿本朝臣人麻呂歌三首

柿本朝臣人麻呂妻歌一首

阿部女郎歌二首
 駿河姦女歌一首
 三方沙彌歌一首
 丹比真人笠磨下筑紫國時作歌一首并短歌
 幸伊勢國時當麻呂大夫妻作歌一首
 草孃歌一首
 志貴皇子御歌一首
 阿倍女郎歌一首
 中臣朝臣東人贈阿倍女郎歌一首
 阿倍女郎報贈歌一首
 大納言兼大將軍大伴卿歌一首
 石川郎女歌一首
 大伴女郎歌一首

後人追同歌一首

藤原宇合大夫遷任上京時常陸娘子贈歌一首
 京職大夫草原磨大夫贈大伴郎女歌三首
 大伴郎女和歌四首
 大伴坂上郎女歌一首
 天皇賜海上女王御歌一首
 海上女王奉和歌一首
 大伴宿奈麻呂宿禰△二首
 安貴王戀歌一首并短歌
 門部王戀歌△△
 高田女王贈今城王歌六首
 神龜元年甲子冬十月幸紀伊國之時爲贈從駕人所詵娘子笠朝臣金村
 作歌一首并短歌

二年乙丑春三月△三香原離宮之時得娘子笠朝臣金村作歌一首并短歌

五年戊辰太宰少貳石川朝臣足人遷任餞于筑前國蘆城驛家歌三首
大伴宿禰三依歌一首

丹生女王贈太宰帥大伴卿歌二首

太宰帥大伴卿贈大貳丹比縣守卿遷任民部卿歌△△

賀茂女王贈大伴宿禰三依歌一首

土師宿禰水通從筑紫上京海路作歌二首

太宰大監大伴宿禰百代戀歌四首

大伴坂上郎女歌二首

賀茂女王歌一首

太宰大監大伴宿禰百代等贈驛使歌二首

太宰帥大伴卿被任大納言臨入京之時府官人等餞卿于筑前國蘆城驛

家歌四首

太宰帥大伴卿上京之後滿誓沙彌贈卿歌二首

大納言大伴卿和歌二首

太宰帥大伴卿上京之後筑後守葛井大成連悲嘆作歌一首

大納言大伴卿新袍贈攝津大夫高安王歌一首

大伴宿禰三依悲別歌一首

金明軍與大伴宿禰家持歌二首

大伴坂上家之大嬢報贈大伴宿禰家持歌四首

大伴坂上郎女歌一首

大伴宿禰稻公贈田村大嬢歌一首

笠女郎贈大伴宿禰家持歌廿四首

大伴宿禰家持和歌二首

山口女王贈大伴宿禰家持歌五首

大神女郎贈大伴宿禰家持歌一首
 大伴坂上郎女怨恨歌一首并短歌
 西海道節度使判官佐伯宿禰東人妻贈夫君歌一首
 佐伯宿禰東人和歌△△
 池邊王宴誦歌△△
 天皇思酒人女王御製△一首
 高安王裊鮒贈娘子歌一首
 八代女王獻天皇歌一首
 娘子報贈佐伯宿禰赤麻呂歌一首
 佐伯宿禰赤麻呂歌一首
 大伴四綱宴席歌一首
 佐伯宿禰赤麻呂歌一首
 湯原王贈娘子歌二首

娘子報贈歌二首
 湯原王亦贈歌二首
 娘子復報△歌一首
 湯原王亦贈歌一首
 娘子復報贈歌一首
 湯原王人贈歌一首
 娘子復報贈歌一首
 湯原王歌一首
 紀女郎怨恨歌三首
 大伴宿禰駿河麻呂歌一首
 大伴坂上郎女歌一首
 大伴宿禰駿河麻呂歌一首
 大伴坂上郎女歌一首

大伴宿禰三依離復相歡歌一首

大伴坂上郎女歌二首

大伴宿禰駿河鷹歌三首

大伴坂上郎女歌六首

市原王歌一首

安都宿禰年之△一首

大伴△△像見歌一首

安倍朝臣蟲麻呂歌一首

大伴坂上郎女歌二首

厚見王歌一首

春日王歌一首

湯原王歌一首

和歌一首 不審作者

安倍朝臣蟲麻呂歌一首

大伴坂上郎女歌二首

中臣女郎贈大伴宿禰家持歌五首

大伴宿禰家持與交遊別久歌三首

大伴坂上郎女歌七首

大伴宿禰三依悲別歌一首

大伴宿禰家持贈娘子歌二首

大伴宿禰千室歌一首 未詳

廣河女王_二歌_二二首

石川朝臣廣成歌一首

大伴宿禰像見歌三首

大伴宿禰家持到娘子之門作歌一首

河內百枝娘子贈大伴宿禰家持歌二首